

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B2号）
4. 競争的研究費等の適正な執行管理と不正使用防止の徹底について（研B3号）
5. 研究費の不正使用の注意喚起（研B4号）
6. 各委員会報告（経B2号）
7. バフワーン会長寄附建物に関する意見交換会議事録
8. その他
 - ・夏季の休業状態等について
 - ・2024年度教職員健康診断について
 - ・不用物品の処分について
 - ・2024年度夏駒場Iキャンパス節電のお願い

○ 議題

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総A3号）
2. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正（総A4号）
3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総A5号）
4. 目黒区との地域連携に関する全学連携協定締結（総A6号）
5. 2024年度予算案について（経B1号）
6. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とトレント大学社会学部との部局間学術交流に関する覚書の締結について（教B3号）
7. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とトレント大学国際学部との部局間学術交流に関する覚書の締結について（教B4号）
8. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とトレント大学心理学・認知科学部との部局間学術交流に関する覚書の締結について（教B5号）
9. 三鷹国際学生宿舍の現状と課題について（学B1号）

教授会

○ 教員人事

講	師	提	案	3件
准	教	報	告	7件
教	授	報	告	6件

計16件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会 ・教育支援経費の要求について（経B2号）

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日 時 2024年5月16日(木) 15:01~16:31
場 所 Zoom会議
出席者 241名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、5月16日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、5月14日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B3号)に基づき報告があった。

4. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

5. 各委員会報告

・増田建財務委員会委員長から、研究支援経費の申請について、資料(経B1号)に基づき説明があった。

・田村隆環境委員会委員長から、環境整備について説明があった。

6. 授業料の改定について

研究科長から、スライド資料に基づき報告があった。

7. 国際卓越研究大学構想策定委員会報告

研究科長から、スライド資料に基づき報告があった。

8. 研究インテグリティ・研究倫理教育について

増田建副研究科長から、説明があった。

9. バフワーン会長寄付建物について

増田建副研究科長から、説明があった。

○ 審議事項

1. スポーツパフォーマンス科学(エイジェック) 寄付研究部門の設置について

工藤和俊教授から、資料(研B3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とムハンマド・ビン・ザーイド人文大学との部局間学術交流協定の締結について

高橋英海教授から、資料(教B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

・市野川容孝教授から、元教授の訴訟に係る総長への申し入れについて、賛同者を募る旨説明があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

准 教 授	報 告	1 件
教 授	提 案	1 件
	報 告	3 件

計5件

議題及び資料

- | | | |
|----|---|--------------|
| 01 | 学内外情勢 | 総長 |
| | (資料1) 学内外情勢 | |
| 02 | ディベロップメントオフィスの設置(全学規則) | 津田理事 |
| | * 審議 | |
| | (資料2) 2-1:ディベロップメントオフィスの設置について、2-2:ディベロップメントオフィスの設置により改正もしくは制定を要する規則等一覧、2-3:東京大学基金規則の一部を改正する規則(案)、2-4:東京大学基金細則の一部を改正する規則(案)、2-5:東京大学における遺贈取扱規則の一部を改正する規則(案)、2-6:東京大学における寄附による株式等取得取扱規則の一部を改正する規則(案)、2-7:東京大学伊藤国際学術研究センター規則の一部を改正する規則(案) | |
| 03 | ディベロップメントオフィスの設置(総長裁定) | 津田理事 |
| | * 報告 | |
| | (資料3) 3-1:東京大学ディベロップメントオフィス内規(案)、3-2:東京大学社会連携本部内規の一部改正について(案)、3-3:東京大学基金運営委員会内規の一部改正について(案)、3-4:東京大学研究等支援事業基金内規の一部改正について(案)、3-5:東京大学特定評価性資産基金内規の一部改正について(案) | |
| 04 | 新たな財務会計システムの導入 | 菅野理事 |
| | * 報告 | |
| | (資料4) 新たな財務会計システムの導入について(教職員限り) | |
| 05 | 研究情報管理(RIM)システム構築に関するお知らせ | 齊藤理事 |
| | * 報告 | |
| | (資料5) 研究情報管理(RIM)システム構築に関するお知らせ | |
| 06 | 研究インテグリティの確保の徹底 | 齊藤理事 |
| | * 報告 | |
| | (資料6) 研究インテグリティの確保の徹底について | |
| 07 | 「研究費の不正使用事案の公表」及び「競争的研究費の適正な執行管理と不正使用防止の徹底」 | 角田理事
齊藤理事 |
| | * 報告 | |
| | (資料7) 競争的研究費等の適正な執行管理と不正使用防止の徹底について | |
| 08 | 東京大学事業化推進助成制度(東京大学GAPファンドプログラム)第15期公募 | 染谷執行役 |
| | * 報告 | |
| | (資料8) 東京大学GAPファンドプログラム公募要領 | |
| 09 | インド事務所長交代 | 林理事 |
| | * 報告 | |
| | (資料09) インド事務所長交代および一時移転等のお知らせ | |
| 10 | 令和6年度夏季の休業状態実施方針 | 角田理事 |
| | * 報告 | |
| | (資料10) 令和6年度夏季の休業状態実施方針 | |

令和6年06月04日（火）15:00～

議題及び資料

-
- | | |
|----------|----|
| 01 学内外情勢 | 総長 |
|----------|----|
-
- (資料1) 学内外情勢
-
- | | |
|----------|------|
| 02 授業料関係 | 相原理事 |
|----------|------|
-
- * 審議**
- (資料2) 2-1:授業料について(主な意見)(部局長限り)、2-2:授業料について(部局からの質問)(部局長限り)、2-3:授業料について(部局意見全体版)(部局長限り)
-
- | | |
|-------------------------------------|------|
| 03 東京大学大学院国際卓越大学院教育プログラムに関する規則の一部改正 | 齊藤理事 |
|-------------------------------------|------|
-
- * 審議**
- (資料3) 東京大学大学院国際卓越大学院教育プログラムに関する規則の一部を改正する規則(案)
-
- | | |
|---------------------|------|
| 04 各部局の組織等に関する規則の改正 | 津田理事 |
|---------------------|------|
-
- * 審議**
- (資料4) 各部局の組織等に関する規則の改正(案)
-
- | | |
|--------------------------------|------|
| 05 「東京大学スポーツコンパス(仮称)」制定と学内意見募集 | 津田理事 |
|--------------------------------|------|
-
- * 審議**
- (資料5) 東京大学スポーツコンパス(仮称)案
-
- | | |
|-----------------------------|------|
| 06 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 | 相原理事 |
|-----------------------------|------|
-
- * 審議**
- (資料6) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)
-
- | | |
|-----------------------------|------|
| 07 学術長期構想に基づく学部教育改革に関する検討素案 | 森山理事 |
|-----------------------------|------|
-
- * 報告**
- (資料7) 学術長期構想にもとづく学部教育改革(検討素案)(科所長会議関係者限り)
-
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 08 運営方針会議検討タスクフォースの検討状況報告 | 佐藤岩夫
執行役 |
|---------------------------|-------------|
-
- * 報告**
- (資料8) 8-1:運営方針会議検討TFにおける検討状況の概要、8-2:国立大学法人法の一部を改正する法律の概要
-
- | | |
|------------------------------------|------|
| 09 SPRING GX及びBOOST NAISの2024年度秋募集 | 齊藤理事 |
|------------------------------------|------|
-
- * 報告**
- (資料9) SPRING GX 及び BOOST NAISの2024年度秋募集
-
- | | |
|----------------------------|-----|
| 10 2024年度前期研究者サポート要員配置助成事業 | 林理事 |
|----------------------------|-----|
-
- * 報告**
- (資料10) 10-1:2024年度前期ワーク・ライフ・バランス支援のための研究者サポート要員配置助成の実施について、10-2:2024年度ジェンダー・エクイティ推進オフィス(IncluDE)の事業について
-
- | | |
|--|-----|
| 11 2024年度女性教員スタートアップ研究費支援、女性研究者研究スキルアップ支援、リスタートアップ研究費支援の各支援事業の実施 | 林理事 |
|--|-----|
-
- * 報告**
- (資料11) 11-1:2024年度女性教員スタートアップ研究費支援 公募要領、11-2:2024年度ジェンダー・エクイティ推進オフィス(IncluDE)の事業について
-
- | | |
|-----------------------|------|
| 12 東京大学の防災対策マニュアル2024 | 岸執行役 |
|-----------------------|------|
-
- * 報告**
- (資料12) 12-1:「東京大学の防災対策マニュアル2024」について(通知)(案)、12-2:東京大学の防災対策マニュアル2024(学内限り)、12-3:The University of Tokyo Disaster Prevention Manual 2024 Excerpts(学内限り)
-
- | | |
|-----------------------------|-----|
| 13 GO GLOBAL東大留学フェア2024開催報告 | 林理事 |
|-----------------------------|-----|
-
- * 報告**
- (資料13) GO GLOBAL東大留学フェア2024開催報告
-
- | | |
|-----------------------------------|------|
| 14 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 | 齊藤理事 |
|-----------------------------------|------|
-
- * 報告**
- (資料14) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等
-

(1) 東京大学基金活動報告会・感謝の集い

(資料15) 15-1:東京大学基金活動報告会&感謝の集い2024、15-2:感謝の集い～UTokyo FUN Meeting～「東大基金で、出会う。つながる。」へのご協力依頼について(お願い)

2024年6月全学環境安全管理室等会議・事故災害報告(要約)

・休業4日以上

24018I 看護師(女性:56歳);採尿介助時に、自身の体を支えきれなくなった患者を支えたところ、右足の足底腱膜に外傷を負った(休業15日)。

・不休業事故・災害

23354F 看護師(女性:53歳);二つ折りワゴンを設置するために広げていたところ、原因はわからないが車輪がつかえ、バランスが崩れたワゴンを支えようとして転倒。左橈骨を骨折した。

24006F B4(男性:21歳);ガラス製の大型展示ケース内で、破損していたガラスに接触し、左腕に切創を負った。軽装で保護具も着用していなかった。

24007F 特任教授(女性:63歳);構内を歩行中、他の歩行者に気を取られて足元を確認しておらず、通路のタイルの継ぎ目に躓き左足甲を骨折した。

24020F 卒業生(男性:24歳);卓上電動のこぎりで木材切断中に、回転刃に左中指の先が接触し切創を負った。安全カバーを外して作業していた。

24022F M1(男性:23歳);切りっぱなしのステンレス板に座りながら実験装置の解体作業を行っていたところ、面取りしていない板の端で臀部に擦過傷を負った。

24027F M1(男性:22歳);廃棄ガラスの入ったポリ袋を運搬中に、袋から飛び出たガラス片で右手母指を切創。適切な保護具を着用していなかった。

24028F B3(男性);約80℃のオイルが入ったオイルバスの縁を素手で掴んで移動中、コードの引っ掛かりのためにバスが傾き、オイルが両手にかかり火傷を負った。

24033F M2(男性:24歳);実験作業中、試薬瓶を倒して流出したギ酸が大腿部に付着して化学熱傷を負った。白衣・保護エプロンを着用していなかった。

24034F B3(男性:21歳);ガラス管切断作業中に手が滑り、ガラス管の切断面で母指を刺傷した。

24039F 教務補佐員(女性:54歳);倒木の除去作業を行った際に、無理な力がかかり右腕を捻挫した。

24041F M1(男性:22歳);実験で破損したガラス器具を廃棄する際、ゴミ箱に入っていた別の割れガラスで指を切った。保護手袋を着用していなかった。

24042F 准教授(男性:49歳);屈んで作業をして立ち上がった際に、壁に立てかけてあった木片が倒れてきて額にあたり、裂傷を負った。

24043F M1(男性:24歳);クロロホルム溶液をガラスキャピラリーで吸い取ろうとしたところ、キャピラリーが折れ溶液が飛散して右目に入った。保護めがねを着用していなかった。

24048F 看護師(女性:51歳);清掃で濡れた床で滑り、臀部等を打撲した。注意喚起の立て看板は濡れている部分の奥に設置されており、危険個所が認識しづらかった。

・通勤災害

23352J 特任准教授(女性:57歳);通勤中の駅通路ですれ違いざまに人と接触し、右手甲を打撲した。

23355J 一般職員(女性:25歳);徒歩で横断歩道を渡っていたところ、進入してくるスピードの速い車に気をとられ、渡った先の路上ポールに激突して左橈骨を骨折した。

24021J D1(女性:25歳);通学中に自家用車で直進していたところ、交差点ではない箇所では反対車線から右折進入してきた車と接触し、自転車左前部分と相手車左後部ドアが損傷した。

24029J 看護師(男性:38歳);自転車で通勤中、車道から歩道に移ろうとした際に段差で滑り転倒。左橈骨頭を骨折した(休業5日)。

24038J 事務補佐員(女性:50歳);徒歩で帰宅中、構内の横断歩道で転倒し左肩を骨折した。雨で路上が滑りやすくなっていた。

24046J 特任教授(女性:65歳);徒歩で出勤中、マンホールの蓋の段差(1 cmほど)に躓き転倒。左手中指を骨折した。

・ヒヤリハット

24036H D3(女性:26歳);作業中、床上にまとめて置かれた不要な突っ張り棒を踏んで転倒した。

・その他

24024S D1(男性:25歳)・M2(男性:24歳);研究室の歓迎会において、過度の飲酒により点滴治療を受けた。

24031S M1(男性:25歳);研究室有志によるソフトボールの練習中に打球を取り損ね、左手小指を亀裂骨折した。被災者は来日間もない時期であり、研究室になじもうとして不得手な球技に取り組んでいた。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

24026Nd ブレーカーが落ちたインキュベーターを十分な原因調査をせずに再稼働させたところ、10 分ほど後に大きな音と焦げ臭い匂いが発生した。インキュベーター内の蛍光灯用安定器の経年劣化による回線のショートによるものだった。消防署と防災センターへの通報を行っていなかった。

24030Nd 公用車を駐車場に戻すために後進させた際、後部のバンパーを電柱にぶつけた。

24037Nd 桜の樹木の根が腐敗し倒れ、直撃した柵が破損した。

24045Nd 乗用型草刈機で作業中、草に覆われた止水栓を認識できずに接触し破損させた。

24047Nd 乗用型草刈機で作業中、草の繁茂で明渠を認識できずにずり落ち、排水用のコンクリート製管に接触して破損させた。

・人的被害なし、設備災害でない有害物（臭）流出あり

24035NI 廃液のポリタンクを台車で運搬中に段差で容器を転倒させ、廃液が一部漏洩した。

以上 教養学部等環境安全管理室

令和6年5月28日

各 部 局 長 殿

理事・副学長(研究担当)

齊 藤 延 人

理事(コンプライアンス担当)

角 田 喜 彦

競争的研究費等の適正な執行管理と不正使用防止の徹底について

本学の競争的研究費等の執行において、不正使用による会計処理が判明し、令和6年5月27日(月)に調査結果を公表しました。このような本学の教職員による研究費の不正使用が行われたことは、誠に遺憾であります。

今回の不正使用事案は、研究室における競争的研究費を含む研究費の執行管理について、大学院生等に対する授業補助の対価、旅費の立替払の精算等に対する謝金の目的外使用、自家用車等を使用した出張で実際の交通手段と異なる計算方法による旅費の支出がなされたものです。当該研究室においては、競争的研究費等に関わる資金配分機関及び本学の経費執行ルールを理解が徹底されておらず、研究代表者が支出内容を確認することなく執行手続き等を研究室スタッフにまかせていたことが原因と考えられます。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、研究代表者には当該研究費の執行管理の責任があることを改めて認識していただくとともに、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員が、当該資金配分機関及び本学の経費執行ルールを理解し、適正に執行管理する必要があります。

このため、本学は、再発防止として、次のような取組を進めます。

- ① 競争的研究費等の不正使用防止に関する注意喚起及び学内 WEB の充実
- ② 競争的研究費等の執行管理に係る説明会等の開催及び更なる啓発の実施
- ③ 謝金の適切な執行管理の徹底
- ④ 旅費システム入力者への適正な旅費申請手続き等の啓発
- ⑤ 業務システムによる機械的・横断的なチェック機能の導入

研究費の不正使用が起きた場合、当該研究代表者等に対し、すべての公的研究費への応募制限がかかるのみならず、本学の信用の失墜につながります。各部局においても、改めてリスク要因を踏まえたチェック体制を含め、不正使用防止に関する管理体制の点検・見直しをお願いします

るとともに、引き続き、研究費の適正な執行管理、研究費使用に係るコンプライアンス教育の確実な実施と受講確認、経費執行ルールを理解促進できる研修等の実施その他の取組による研究費の不正使用防止の更なる徹底をお願いいたします。

【本件担当】

本部研究倫理推進課

内線：21059、20620

Email: kenkyu-kihan.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

研究費の不正使用の注意喚起

過去に不正認定された事例に学び、不正使用とならないように注意しましょう。

< 目的外の旅費編 >

法政大学で発生した事例

- ✖ 教員が外部資金用務で海外出張をした際に、旅行代理店などが主催するツアーを利用し、その代金を外部資金から支出した。当該ツアーの目的と外部資金研究課題には一定程度の関連性が認められるものの、一部のツアー（オプション）については直接的な関連性が認められず、私的な旅行とみなされた。

【補足】

旅行代理店が設定するツアーによる出張がすべて認められないというわけではないですが、一部のツアーの内容については直接的な関連性が認められず、目的外使用であるとされたものです。

首都大学東京（当時）で発生した事例

- ✖ 教員は、学会開催会場に赴きながらも学会には参加せず、旅費申請・出張報告に学会参加と記載し、外形的には旅費支出に必要な要件を満たした資料を提出し、旅費を受給した。

【補足】

教員は、学会開催地周辺へのお出張については、用務に関わらず学会参加という名目で申請すればよいという思い込みで行動していたとのことです。

首都大学東京（当時）は、

- ・ 出張先に行ったことは確認できているが、研究を目的とした出張であるとは言えず、研究費不正に当たる
- ・ 出張先での研究を目的とした具体的な行動が確認できず、旅費の使途が研究目的でないため、私的流用があった

と判断しました。

文科省 HP に記載されている過去の研究機関における不正使用事案

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

事務連絡
令和6年6月20日

各学科長
各前期部主任 殿

総合文化研究科・教養学部長

教育支援経費の要求について（照会）

このことについて、要求のある場合には下記を参照に要求書の提出をお願いします。
また、財源状況は大変厳しいものとなっているため、要求にあたっては、内容・緊急性等を考慮のうえ、厳選して提出願います。

記

1. 提出期限

教育支援経費

令和6年8月23日（金） ※ヒアリング実施日：9月上旬を予定

2. 提出書類

令和6年度教育支援経費要求書及び見積書並びにカタログ等

3. 要求区分

主に学部学生の教育に資することを目的とし、申請額は2,000千円以下とする。

4. 提出先等

経理課財務チーム 内線46033

5. その他

- ① 要求書は、**学科長、部会主任名**で提出してください。
- ② **1部会、1学科から1要求**とさせていただきますことにご留意ください。
- ③ 教育支援経費は、教育研究経費委員会によるヒアリングを実施します。
なお、学科及び前期部会以外からの要求は、上記目的に資することを担保するため、学科あるいは前期部会との**合同要求の場合のみ**ヒアリング対象とします。
- ④ 教育支援経費 ヒアリングの時間は申請者に**8月26日以降**に別途連絡します。ヒアリングについては、Zoom等Web会議ツールの使用を検討しております。
- ⑤ 予算配分を受けた場合は、**事業実施完了時に決算報告書**（別紙様式）を提出すること。
- ⑥ 恒常的に支援が必要となるものは、教育支援経費の対象としません。

教育支援経費の申請にあたって

教育支援経費は、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みを支援することを目的としています。財源状況が大変厳しい中、申請にあたっては、**①授業・実験・実習を遂行する上で、突発的な問題が生じ、問題が解消されないとそれらを遂行することができない②新規の授業や実験項目の開設のために必要なもの③改善することで教育の充実・強化を図ることが確実に見込まれるもの**などに関して、授業への関連性、要求内容・緊急性等を精査したうえでご提出願います。

なお、直接授業内容に関連するものであっても恒常的に予算措置が必要となるものについては、当初予算配分で検討すべきものであり、本経費では支援ができませんので、別途、財務チームに相談願います。

【過去に申請された内容のうち、疑義が生じた事例】

- 授業・コース・部会などのアナウンス又は宣伝等については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組み点から**発展性がある**ことが必要です。授業内容との直接的な関連が薄く、教育の充実・強化のために必要であることの説明が不十分なものは、支援の対象外としました。
- 実験用消耗品、書籍、パンフレット・教材等の印刷費、授業の範囲で行っている学生旅費及び引率旅費等の経費については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの一貫であり、**恒常的に必要なものでなく、緊急かつ臨時的**であることが必要です。恒常的な経費と判断したものについては、本支援の趣旨に合致しないため、支援の対象外としました。
- 教材開発については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの点で**既存教材の刷新や新規に開講する授業等で、担当教員が自ら作成することが難しいものであることが必要です。**担当教員によって作成することが可能なものや視認性の向上等に重点を置いた申請は、要求母体の自助努力を前提とし、学部学生の教育の充実・強化を図る支援の対象外としました。
- HP 更新、授業及び実験説明の資料作成については、要求母体の自助努力を前提としたうえで、申請にあたっては、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの点で改善することで具体的に教育の充実・強化が見込まれ、**かつ担当教員では作成が難しいものであることが必要です。**学生への周知の向上や単に授業の効率化に重点を置いた申請は、学部学生の教育の充実・強化を図る支援の対象外としました。

令和 年 月 日提出

令和 年度 教育支援経費要求書

連絡責任者：_____

内 線：_____

e-mail：_____

要 求 学 科 等 名		要 求 額	円
要 求 事 項			
要 求 理 由 (必要性、緊急性、 共通性、特別な事 情等を具体的かつ 簡明に記載すること)			
要 求 額 内 訳 (希望順位があればつ けること)			
配 分 先	※原則、要求部会に配分しますが、要求部会以外に配分を希望される場合のみ配 分先を記載ください。		

1. 要求理由は、具体的かつ簡明に記載すること。
2. 要求内容は前期課程及び後期課程の教育に関連すること。
3. カタログ、見積書等を添付すること。見積もりは2社以上の相見積もりを取ること。
4. 1件あたり(値引き後)2,000千円以下とすること。
5. 消費税込みの金額にすること。
6. 予算配分を受けた場合は、事業実施完了時に決算報告書(別紙様式)を提出すること。

令和 年度決算報告書

要求事項名: _____

要求(責任)者名: _____

内線番号: _____

予算配分額	円
-------	---

《内訳》

実 施 内 容	金 額
	円

バフワーン会長寄附建物に関する意見交換会 議事録①

日 時：令和 6 年 5 月 20 日

場 所：アドミニストレーション棟 3F 大会議室

出席者：真船研究科長、増田副研究科長、寺田副研究科長、川喜田副研究科長、
大塚研究科長補佐、加藤研究科長特別顧問、
高橋 英海教授、石井 剛教授、杉山 清彦教授、田村 隆准教授、
針貝 真理子准教授

真船： 経緯をお話すると、4 月の教授会では B 案で進めたいと申し上げたところ、いろいろな意見が出され、B 案についてのアンケートを実施した。賛成多数ではあるものの、反対もそれなりにあった。それを踏まえ、5 月の教授会では B 案で進めたいが、B 案で進めるにあたって、より建設的な意見をいただきたいということでこの会を開くことになった。

石井： 内山先生が教授会で論点を整理なさって、熟議が不可欠だという結論になっていると思う。4 月の教授会でのアンケートでは、分布としては賛成、反対、分からないがそれぞれ 3 分の 1 ぐらいだったという印象がある。少なくとも、賛成の方々が過半数ではなかった。そうすると、熟議が行われたのだろうかという疑問が残る。どのような建物を建て、そこに何を入れるのかという問題も含めて、場所の検討はまだまだ可能ではないか。建物を作ることにについては賛成しているが、場所の問題と、そこで何をするのかということについては、まだ議論が不十分だと思っている。真船先生が意見交換会まで措置してくださったので、賛成、反対様々な意見の方々が集まって、もう一度議論をするということが、最終的に駒場構成員の全員とは言わないまでも、多くの方々が納得する形で、建設計画が実現するのではないかなと思う。

増田： 場所に関してはこれまでの教授会でも経緯をお話ししてきた。最初はバレーコート跡地、図書館Ⅱ期棟に絡めた形、そして昨年度のワーキングで最終的に坂下門から 102 号館南側が候補となった。これまでの検討の結果、ここが一番ではないかという結論に至ったことで、議論の結果ここに決まったのだと私は理解している。他の場所という可能性はあり得ると思うが、ここまで議論してきて決めてきたことを覆して、また考えるということが生産的なのかどうかという議論がある。中身に関しては、アジア、アフリカ地域を中心とした研究センターというものを設けるということが一番大きな目的だと考えており、実際に研究を行っておられる先生方に、もっと詰めていただきたいという気持ちはある。それができることによって、どういうことが可能になるのか、東京大学におけるプレゼンスにどれだけ貢献できるかというところを、もう少し示して欲しいとは思っている。

石井： 図書館のⅡ期工事と一緒にできなくなった理由は何か。

増田： 寄附者が、独立した建物を建てたいということが大きな要求だったためである。

石井： 寄附者の意向であって、制度上できないということではないということか。

真船： II期棟と一緒にすることができれば、それが一番ありがたいと思うが、寄附者がどう考えられているのかに私たちも配慮しないといけない。最初の段階で無理だった。

石井： 森を壊すことに関しては非常に大きな抵抗があるという先生が多い。自然保護の観点というよりも、駒場がこれから 21 世紀の後半に向けてどのような世界を望んでいるのかということに対する解を示してしまうことになると思う。そういう点で、あそここの森はあまりいい森ではなく、高い木が朽ちかかっているのも、むしろあそこに木を植え、木を増やすことによって、102 号館の遮蔽の問題も解決できるし、あの森を改良していくことができれば、駒場から社会に対する提案としてはいいと思う。あそこにせっかく森があるということを、私たちの学問的な貢献として、活かしていくようなアイデアがあっていると思う。そういう点で、あそこは建物を作るのに相応しい場所ではないと言っているにもかかわらず、あそこに建てないといけない理由があるのならば聞かせてほしい。

増田： あそこは手つかずで伸びっぱなし、枯れっぱなしのような木が多いという認識がある。その森の再整備というところも確かに可能性としてあると思うが、むしろ坂下門の方をきちっと整備をしていくということもあり得るのかなと思っていた。坂下門のところも、かなり手を入れないと雑草がいっぱい増えてきている。森とか雑木林というのは必ず人が手を入れて整備していかないと維持できない。その意味では 102 号館の南側の樹木類というのは決してうまく整備されている状況にはなく、そこを森として整備し直すのか、整備するのであればここには建物を建てて、坂下門のほうを森として整備し、それによって、より人が入りやすくなる導線にするといった 2 つのアイデアはあり得ると思う。坂下門の方をきれいにしていくことで 2 極化もできるし、今回、副産物であるがバリアフリー化もできるのであれば、建物を建てる価値はあると思っている。

石井： 今、建設計画があるところの木を、四、五本伐採しなければならないことになるが、それがあそこにあるほぼ全てだと思う。実質的にその四、五本しかないものが森のように見えている。その四、五本がなくなってしまうと、視覚的なイメージが相当変わると思う。四、五本という数字にまどわされてしまう危険があると思っている。一高時代の駒場キャンパスがどのように作られてきたのかという歴史について、1950 年代の教養学部報第 57 号に、当時の事務部長が植林の提案をなさっている。駒場の構成員が実家に帰った時に苗を持ち寄って植えていくというようなことが行われていて、それは教養学部報から追っていくと 60 年代半ばから続いていたらしい。そういう意味では駒場の森は元からあったわけではなく、実際 35 年当時の農学部と土地を交換した当時の写真を見ると、だいぶ木が少ない。102 号館前にメタセコイヤがあるけども、35 年当時の写真にはない。梅の木もないです。そう考えると駒場の森

自体が、駒場の人たちが代々にわたって作ってきたという歴史がある。駒場の歴史と文化というのは軽々にできたものではないという感じがする。そういう点で、あその森を生態学的に見てもいい形で再生できるのであれば、社会的に非常にポジティブなメッセージになるのではないかなと思う。それも含めて、バフワーンさんに提案してみたらどうかと思っている。

加藤： 私の先輩の樋口清先生などは、ご自宅から木をお持ちになって植えられたという話を聞いている。それがどこに植えられたか正確に把握しているわけではないが、正門前の広場の周辺に植えられたということは伺っている。それからもう一つ、駒場の樹木の多様性は熱帯雨林に相当するという。それは各先生がいろいろな木をお持ちになって、それをまた鳥があちこちに運んで種を蒔いた結果だということです。それが一番顕著なのが一二郎池の周辺で、私としてはその生態系がかなり重要ではないかと思っている。むしろキャンパス全体の木を全部保存にするというよりは、駒場としてのプレゼンスは、むしろ一二郎池をどう守っていくかということで発揮するのがいいのかなと個人的には思う。

田村： 坂下門の緑は正門側とはまた別の顔というか、別の面向きがあり、新緑の季節、紅葉の季節があってとても気持ちよく、緑地自体はできるだけ保存するのが望ましいというのが大前提だろうと思う。その上で、今回の建物の候補地が最終的にこの場所ということであれば、できるだけその緑地の部分を避ける形で東側に寄せ、さらに3案のABCの中では比較的B案が伐採の範囲が小さく、伐採の本数も少なくて済むのではないかと思った。今日はB案を軸に意見交換会ということでしたので、一つ伺いたい。教授会の資料で建物の範囲が示されているが、B案の建物の少し北側にはすずかけの木があり、東側には松の木が何本かある。それは建物の範囲には入っていないが、伐採の範囲には入ってしまうのか、足場の問題もあるでしょうから、もうひと回り大きな伐採範囲ということ想定しなければいけないのかという点をお伺いしたい。また、階段とブリッジが西側に付いているが、その下にも樹木があるわけで、そこについては伐採の対象に入るのか、実際に何の木を何本くらい切ることになるのか。具体的なところが分かると議論の手がかりにもなると感じた。

加藤： 木を切らないようにするには、その辺の工事費もかかるので、考えながら検討していかなければいけないけれども、スタートしないことには工事費がどれくらいかかるとか、あるいは厳密にどの木まで、あるいは何メートルずらせばその木が保存できるとか、何本残せるか、何本切らないといけないのかということを正確に答えることは非常に難しい。ただしその場合、東京大学全体の方針でもあるし、環境委員会の方針でもある総量保全という考え方は常に残っていて、万が一に木を切らなければいけないような状況に陥った場合には、その分の木は植え直すということは必ずしていくということです。

石井： 今の建設予定地はホームからすごく見えてしまい、インパクトが非常に大きい。一

般の市民の方が見ると、今の建設予定地は駒場野公園と一体化しているイメージで受け取られている。あそこがなくなってしまうことの見た目のインパクトの大ききみtainところを私はすごく懸念している。

加藤： 少なくとも無くなるわけじゃなく、坂下門周辺の緑地はむしろこれから工事を契機にして整備するということ。無くなるというよりは、むしろいい方向になるのではないかと私は思う。

真船： 生物、植物、生態など専門の先生方にもご意見を伺いながら、キャンパスの南西側エリアをよりきちっと植樹するなど整備して、建物は建てたけど、こっちがきれいになって良かったと言ってもらえるように、充分配慮していくことが大事かと思う。

石井： 水源についてはどうか。水脈は分かっているのか。

増田： おそらく水の流れを見ると、野球場から16号館、15号館の下を通り、第二グラウンドの下を通っていると思う。今回のような102号館のいわゆる台形の上側であれば、水源に関しては基本的に問題ないのではないかと考えているが、100%大丈夫かというところは調査してみないと分からない。

高橋： 建物の規模が決まらなると何ができるかということも分からないこともあって、これまで詰めた議論をしてこなかった。もともと寄附者の意向としては中東研究の促進ということを言われているが、もっと広く学生のためになることであれば結構ですとも言われている。一番やりたいのはこれまでの研究を損なうことなく、新たにアジア、アフリカのような地域に研究を進めると同時に、人々の関心もそちらに向けることである。

石井： 建物自体の規模が小さくコンパクトになってきている中で、そこで何ができるのか。高橋先生がおっしゃっているようなことがどの程度できるのか。それは逆に言うと、あの規模でできることは、新しい建物を作らなければできないことなのか疑問に感じる。これを梃子にして中東もしくは、もう少し広いアジア、アフリカまで含めた上で何かやるというのであれば、当然のことながら教養学部・総合文化研究科として、それをどう位置づけるのかという問題であり、しかもそれは、概算要求につなげていくような組織の改変が伴わないといけないと思う。研究科としてどうしたいのかということが率直に何も聞こえてこないということもあり、そういう建物を議論の紛糾している場所に建てることのメリットは何なのかと思う。

真船： 5月の教授会で、内山先生から「この建物を建てる」と概算要求を出すことがそれに縛られてしまうのではないか」ということを言われたが、建物を建てたから概算要求しなければならなくなるということではない。概算要求については専攻長・系長会議でも、何度も概算要求を出すテーマはありませんかということをお声がけしている。その中で出てきたものを概算要求していく形になっている。かといって、それでこれをもう絶対概算要求に出さないと言っている訳でもない。駒場の強みはどこかというときに、特に最近の中東における問題を考えると、駒場の中には関連領域の研究者が

結構いる。そういう意味では、そういうセンターを作っていくのは駒場の新しい目玉になるものであり、私は絶対に出した方がいいのではないかと考えている。

石井： 新しい建物ができることによって弾みがつくということかと思うが、そういう専攻、部会外の研究センターみたいなものを拡充するということは、教員の負担だけが増える。その教員たちが強いボランティア精神で、自分たちの研究のために使命をかけてやっているけれども、もうもたないと思う。中東もしくはアジア、アフリカもっとグローバルスタンスのヨーロッパ、アジアではない別の極について駒場がシフトしていくというのは大いに賛成ですけれども、そのためには、本来であれば組織的なところに手を入れないといけない。看板はあるけれども、どこをどう切り出せば良いかもわからないという形になっている。もっと言うと、教育は還元されるべきで、それがなくてセンターとか増やしてももたないと率直に思う。中東研究者だけの意向ではなくて、研究科としてどのような学部の教育デザインをするのかというところまで踏み込んでいただかないといけない。今の B 案の規模を想定すれば、建物は建つと思う。駒場におけるスペースの解消にも大きな措置になるので、必ずしも中東と結びつかなくても、できるような規模だと思う。

高橋： 中東地域では今回の件以外にも寄付をいただける可能性があり、実際に現在一件そのような案件を検討中です。ただ、そのようにお金があるところからしか取ってこないということでは、南アジアとかアフリカとかをどうするのか、そのあたりも含めてこの建物がそういう要求とどう関わるのかという問題もある。概算要求や外部への活動を強めていくということはすべきだろうと思う。

杉山： 私は、プロセスは踏んでいると思っており、あとは建築や植物の先生が知見を動員しながら進めていただけるものと感じていた。先日、道上先生がおっしゃっていたように、場所については 12 月にも何案か出てきたのは私もよく覚えている。私としては、アリーナ問題のときも総合的教育改革の時も、熟議は本当に必要だと痛感していたが、今回は時間をかけて進めていращやるので、熟議が足りないということはないように私個人としては思っている。ここにきてまた蒸し返すというのは疑問に思う。意見の改進黨は良いと思うが、それだと何事も決まらない。当初、正門前案の時から、イスラム研究がどうのという意見が声の中にあったというのを聞いている。今回、最終版でも、その国の政治情勢についての意見があった。懸念としてはわかるが、例えばもっとはるかに懸念の大きな国と提携することについて、付帯条件とか反対の声は聞かれていない。先日、科所長会議から出てきたものでも、わざわざ懸念があるというたゞし書き付きが出ていたが、非常に問題のある人権抑圧している国があるのに、バランス上それは気になる。今回の議論でも、イスラムフォビアのようなものがあってはよくないなという懸念を持っている。私の個人の感想です。

石井： 意見交換会の位置づけですが、今後どのように反映されるのか。

真船： 基本的には B 案で進めたいと考えている。B 案で進めていくにあたり、建築という

意味でいろんな問題が出てくるかもしれない。B案でびた一文、1ミリも動かせないという話では全然ない。設計に入っていくなどしないと次の話が見えてこないで、基本的なスタンスとしてはB案で進めたいということを教授会で申し上げた。いろいろな意見の中で、よりこうした方がいいだろうという意見があれば、それを反映させて設計するという形になれば良いと思う。

石井： アンケートをやったことが本当にどこまで良かったのかは難しい問題であるが、アンケートをどうやるのが大事だと思う。少なくとも多くの方々の同意が得られていない中で、アンケートの比率をどう変えていくのか、この意見交換会を踏まえた上で、何かどうすれば良いのか。

真船： アンケートなり、決を取るというのは教授会にはそぐわないと思っている。アンケートは決ではないけれども、ある程度の意見の分布を知るために、すごくざっくりした形でやりました。つまりB案でいいか、それ以外かということに対して意見を聞いたということです。それで出てきた数字は、石井先生は1対1対1というふうに見られるとおっしゃったが、私たちから見れば、半分弱は賛成、3分の1ぐらいが反対とどちらでもないと見ている。ある種の手続きとして、ある程度こういう方向で意見が出てきたのであれば、そちらの方に今後進んでいくと思う。そこを無視してもう一回アンケート取るとなると、本当に何も決められないことになってしまう。議論をして認識を深めることはとても大事だと思っているので、そういう意味ではこの機会をうまく活用して次のステップに活かしていきたい。

石井： 基本的に、皆さん一番大事なところは一致していると思う。進めていくにあたって、どういう形であれば、より多くの方が納得して進めていくことができるのか。確かに賛成の数字が一番高かったが、賛成以外の人の意見が多数だったことは多分間違いない。もう1回アンケートをとるというのは本当に良策ではないと思うけれども、これでB案が支持されたので進めますというような形だと、将来的にわだかまりを残す気がする。わだかまりが残らないような形で進めていただく必要があり、短期的なタスクフォースを作り、1回やってみてはどうか。最終的には建てるということを前提でやるべきだと思う。11月、12月の教授会の時にも、坂下門案が出てきていましたけれども、増田先生の、これをメインでは行くけれどもそうじゃない可能性も排除しませんというお話でしたので、まだ議論の余地はあるだろうということで1月、2月、3月の教授会で意見を発表している。必ずしも、多くの方々から納得が得られる形には残念ながらなっていないと思うので、明日、明後日の意見交換を踏まえた上で、これまでの駒場の合意形成を変えるいいモデルケースにするべきだと私は思っている。今日、明日、明後日の意見交換に基づいて柔軟に対応していただきたいと思う。

真船： 議論、熟議をしたのかと言われているが、これ以上やりようがないぐらい議論をし、検討もしてきたと思っているというのが正直なところである。

石井： 明日、明後日の意見交換で、B案に賛成という意見が多数になる可能性もあります

し、明日、明後日にどういう方が来るか分かりませんが、何かなるべくわだかまを残さないようにしたい。

真船： この3回の意見交換がその働きをすると思っているので、ここで忌憚のない意見を出していただきたい。大賛成、まあまあいいじゃないですか、という意見でここにこられる人はあまりいない。こういう会をやると反対される人が多く来るだろうことは想定している。その中で、どういうところが反対なのかを聞けるいい機会かと思っている。タスクフォースを新たに作る必要なく、十分やったと私は思っている。

杉山： 最近はガラス張りの建物が多いのがかなり気になっている。建築の専門の方から言わせると大丈夫なのかもしれないが、地味でも窓は小さく設計段階で考慮いただければいいかなと思う。バリアフリーも強調されているので、導線もできる限り単純の方がいいだろうと思う。

加藤： ガラスで一番危険なのは通常の大きさのガラスで、大きいガラスについては振動を吸収するようなことが基本的にはできており、かつ割れても落下しないような措置がなされている。窓を小さくすれば安全ということには必ずしもならない。

針貝： 新しい建物の中に研究室をいくつか作るという話があったと思うが、それは今どこかの研究室棟に入っている教員をそちらに移動させるということになるのか。

高橋： 個人の研究室がそこに入るという想定はない。今の段階で想定できるのは、9号館にある中東研究センターが移ることと思っている。18号館は部屋が足りないのか。

針貝： 足りていないわけではないが、18号館のアジア・アフリカ研究の方々が新しい建物に引っ越した場合、交流が無くなってしまい良くないのではと思った。

真船： 内山先生が18号館の部屋は余っているはずだと言われていた。

針貝： 足りないわけではない。

真船： 1時になりましたので、今日は終了としたいと思います。このような形で明日、明後日も進めたいと思います。よろしくお願いします。

以 上

バフワーン会長寄附建物に関する意見交換会 議事録②

日 時：令和 6 年 5 月 21 日

場 所：アドミニストレーション棟 3F 大会議室

出席者：真船研究科長、増田副研究科長、寺田副研究科長、加藤研究科長特別顧問、
高橋 英海教授、石井 剛教授、國分 功一郎教授、広瀬 友紀教授、
荏谷 康太准教授

真船： 昨日も何人かの先生にお越しいただき、ご意見をいただいた。初めに経緯を説明すると、3 月の教授会でいくつかの案を提示した後、4 月の教授会で B 案として修正案を提出した。その場で B 案に関してアンケートを取ることであり、賛成 90 数名、反対 60 数名、どちらでもないが 50 数名という結果になった。この結果を踏まえ、基本的に B 案で進めたいと考えたが、反対意見もあるので、その意見を十分お伺いし、うまく反映させることができるように、この会を開いたもの。自由にご発言いただき、それに対して答えられる部分を私たちが答えるという形になるかと思う。

國分： 1 点目は、建物を作るのは結構なことであり、また、建物を作ることそのものに反対している人はあまりいないのではないかと。それは大事な合意点であると思っている。「合意」という言葉について、執行部の先生方としては、これまで何回も説明してきたし、議論もしてきたというお気持ちではないかと思う。それが教授会に出ていた人たちに十分共有されているかという疑問が残る。私たちがどこで決定的なミスをしたのか、はっきりとは答えられないが、合意形成に導くための手続きを踏みましたという感覚が残ってないことは事実である。それは一つには、オンラインという問題があったと思う。会議が終わった後に、ここに建物ができたら良いねとか、どう思うかとか、あの件はどうかとか、そういう話ができると、次の会議で正式な発言にも繋がり、もう少し早い段階でいろいろな意見が出てきて、計画を揉むこともできたのではないかと思う。これはオンライン会議一般の性質だと思うけれど、オンライン会議は会議を運営している側に議事を都合よく進行させ易い性質を持っている。参加者はバラバラなので、参加者が集団を作って意見を述べるということが難しい。とはいえ参加していたのだから、早い段階で疑問があったらもっと言うべきだったという反省は私にもある。そして、オンラインにおける合意形成の難しさというもののについては教授会構成員も研究科長室も配慮すべきだったのではないかと考えている。その結果、やはりズレは出てきている。さっき言った合意形成のための適切なプロセスが十分に踏まえられたのかというと、やはり少し疑問が残る感じにはなっている。今日のような会は、その時上手くできなかったことをきちんと取り戻すために、対面で設けられているのだと思う。ただ教授会ではないため、集まる人数はどうしても限りがある。関心には濃淡があるため、ここに来た人数だけが関心がある者とは取って

いただきたくない。以上が、合意形成に関してはもう少しやらないといけないことがあるのではないかと考えている 1 点目の話です。

2 点目は、場所に関して、あそこでないといけない、あそこであることがものすごく良いことだということが分からない。今年、正門脇の掲示板を壊しましたが、掲示板跡地という案がある。バレーコート案は、大学の正面ということで抵抗感もあったのではないと思うが、掲示板跡地であれば敷地内で割と目立つところであり、木は少し立っているが、それぐらいは皆さんももちろん理解してくださるでしょうし、ある程度この建物の存在感があるような感じにしてほしいという要望があると伺った気がするので、掲示板跡地も良いのではないと思う。少し意地悪な言い方だが、バリアフリーのことにについて良い面を言って通そうとするのは公共工事のようである。バリアフリーのことは大事であるけれど、今回とは別に考えれば良いのではないか。建物を作る根拠としてバリアフリーを出すというのはどうなのかなという気持ちはやはり正直ある。みんなが良かったねと思う形で建物を作り、寄付してくれた方にも評価していただき、この建物は緑を守って作られましたという形になったら一番良いのではないかなと思う。最初に申し上げたが、建物を作ること自体は賛成ですし、建物を作ること自体に反対している人は、潜在的には多くいるのかもしれないですけど、私が聞いている限りでは、建物を作るとは良いという人が多いので、もう少し緑を守って作るということを出していても良いのではないかなと思う。そのために、場所はもう少し検討しても良いのではないか。もちろん現在の案を作るために苦勞をなさったということは、完成図の絵を見たときに分かっているの、こういうことを今更言わないでほしいという気持ちになるのは全く当然だと思う。ただ、私が公共工事と言ったことに訳がないわけではなく、公共事業がそういう既成事実にどんどん流されて決まっていくということを見てきたので、そこは本当に時間を使って考えていただき、私としては場所の再検討は主張したいと考えている。

真船： オンラインという形での合意形成は、なかなかできないのではないかとすることは、私も同感です。教授会やはり対面が望ましいと思う。オンラインだと聴衆がそれぞれ個々になってしまうため、お互いにどう思っているか、感覚の共有というのが確かにできにくい。それは今回のバフワーン会長の案件以外でも、同様の部分はあるだろうなと思っている。例えば、授業料の問題でも、本当は様々なレスポンスがあるのだと思う。合意形成という意味において、オンラインは議論のしにくさに繋がっているのではないかとすることについては、賛成する。教授会としては、その辺り改善していきたいと思っている。場所やバリアフリーに関しては、増田先生をお願いします。

増田： 場所に関しては、掲示板跡地があるのではないかと意見も当然あると思う。そこに、先ほど言われた存在感のある建物を建てることに関して、意見は色々と分かれる可能性はあると思っている。もし本当にそこに変えるとするのであれば、また一か

ら検討を始めるということになるかと思っている。もう一点、バリアフリーについては、今回の建設はバリアフリーのためというよりは、建物を作る上で副産物的に整備できるということであり、ある意味大きな利点だと考えている。別途、単独でのバリアフリーができるかと言われると、なかなか達成することは容易ではない。以前、現在の坂下門の位置で、バリアフリーについて検討はされたと聞いているが、それは不調に終わっている。別途、バリアフリー化をするかと言われると、かなり予算も付けなければいけないし、工夫もしなければならず、なかなか容易ではないと思っている。今回の建物にプラスアルファとしてできるのであれば、それはやはり大きなメリットではないかと思っている。

加藤： バリアフリーの問題については、私がキャンパス計画室の室員をしていた頃に、バリアフリー支援室の方から、駅の東口にはエレベーターが無く、車椅子で来られる方が構内に入るためには、駅の西口で降りる必要があるため、坂下門から構内に入り、そこからエレベーターなどが使えるようにしてほしいという依頼があった。検討はしたが、一番難しかったのは、あの細い川を残して道を整備することである。暗渠にすれば別かもしれないが、ホッケー場も少し削らなければならないし、今ある階段が既にはみ出しており、階段補助用のリフトをつけることもなかなか困難な状況である。さらに奥へ行くと道が切れており、少なくともこの場所でバリアフリー化するのは難しく、別のところで考えないといけないということになった。

もう一点、掲示板跡地については真船先生から打診があり、細かく詰めたわけではないが、私の方でも検討した。掲示板跡地は敷地が狭く、縦横 20m 取れるか取れないかぐらいで、15m 角ぐらいが精一杯である。かつ、周辺に空地がないため、工事のことを考えると厳しい。また、すぐ脇にかなり立派な木があるが、この木を除去する必要がある、緑地保全の考え方からは抵抗があると思う。あくまで私の個人的な考えだが、掲示板跡地は難しいのではないかと思う。

國分： バリアフリーについては、2020 年頃に京王電鉄と協力して進める話があったが、西口にエレベーターを作る話ではなかったのか。それとも東口か。

加藤： それは今で言うバレーコート案に相当する。

國分： その時は単にバリアフリーの話だけだったような気がする。

加藤： そうではなく、バリアフリーのために民間の会社が建物を作るならば、国が半額補助するという予算措置があるため、京王電鉄としても考えていたようだ。

國分： それはこのバフワーンの建物と結びついた場合、可能性があるのか。

真船： 太田先生が研究科長だった時に、駅のホームを渋谷寄りに延伸して、混雑を緩和すると同時に、エレベーターを設置するような案が出ていた。

國分： 何が言いたいかというと、必ずしも坂下門の方にバリアフリーのための装置を付けなければいけない訳でもないので、バリアフリー化のやり方はいくつかあるだろうということ。

真船： 大学としても駅のホームの延伸に併せたバリアフリー化は良いのではないかということで、工事の際には、バレーコート跡地を資材置き場として提供するという話も進んでいた。しかし、コロナにより京王電鉄の経営が急激に悪化し、延伸案はなくなった。京王電鉄は、混雑はホームドアの設置の方向で対応することとし、その結果として、東口側のバリアフリー化はできないと言っている。西口側はエレベーターがあるので、京王電鉄としては、バリアフリーはそこでできているというスタンスになっている。

広瀬： 合意形成の方法がオンラインだったために、機会が損なわれたとおっしゃっていたが、対面でやっていたらそうはならなかったという話ではないと思う。対面で行っていたら、ここの部分は解決されていたということではないのではないかと思った。

國分： 私が言いたかったのは、オンラインだと合意形成しにくいのに、十分な配慮がないままこの話が進んでしまったため、今こういう形を通じて、もう一回、合意形成していく手続きを、面倒くさいけどやるべきだということです。

広瀬： 教授会を対面に戻すような話になっていたが、そうではなく、オンラインで教授会をやっているメリットもあると思うので、今まさに言われたように、オンライン上で合意形成するためには、手続き的にどのような配慮をしないといけないかというところが論点なのであって、対面に戻さないとダメだったのではないかというような話ではないと理解している。

真船： それに関しては、今日のような会を実際に対面で開いて、実際にお話できる機会を作った方がいいだろうという結論に達し、今回の意見交換会になっている。

広瀬： 私は対面が反対というところにこだわっている訳ではない。

いろいろな情報で、掲示板跡地という案があるのではないかということを知ったので、私はそれに対するここでの議論を傍聴しに来たつもりでいる。バリアフリーを実現したいのか、建物を建てたいのか、どちらに軸足があるのか。バリアフリーは実現しないといけないのだけれども、それが色々な理由で叶わなく、今回の話に乗ればそれが実現できるということなのか、あるいは、とにかく建物をできるだけ反対なく建てるためにバリアフリーは良い理由になるということなのか。もし前者であれば、掲示板跡地の案に今言われたようなデメリットがなかったとしても、動線確保という意味では、掲示板跡地は難しいのかなという気持ちではある。この面積で建てないといけないということが決まっている訳ではなく、西口からエレベーターでそのまま上がるということが最優先の懸案というわけでもないのであれば、掲示板跡地を検討はするのか、それとも検討の結果、何らかの理由で出来なかったのか、そこが、私が一番知りたかったこと。特に私から賛成とか反対というわけではない。

増田： バリアフリーの位置づけは副産物としてできれば良いということであり、バリアフリーのためにということではないと思う。今回の建物は、バフワーン文庫と中東研究を中心としたセンターを作ることが主目的だと思っている。ただ、それをどこ

に作るかということで、これまで散々議論をしてきて、いろいろな候補地を検討してきたという経緯があると理解している。当初、3つの案の中に、坂下門案は出ていなかったが、そこにもし建てることのできるのであれば、もう一つの懸案でもあるバリアフリーも解消できるということから、102号館南というところが候補地になってきた。全く切り離して考えるべきだということであれば、そこは切り離しても良いのかもしれないが、一つの予算において、複数の懸案が解決できるのであれば、そちらの方がより良いのではないかと考えている。

加藤： そういうことだと思う。建築家としての意見を申し上げると、建築というのは単体で成立しているものではない。建物が建つことによって周辺の整備がされて、キャンパスの使い勝手が良くなるということが望ましい建築である。そう見れば、もともとあったバレーコート案は東口との連絡を図りつつエレベーターもついて、しかもアドミ棟との連携も良いという、建物単体ではないメリットがあったと理解していた。その後、バレーコート案が難しい場合の代替案を考える中で、最初に出てきたのが坂下門の案である。ここを西口からの新たなゲートとして使うと、多くの人が、わざわざ正門まで行かずに入構できる。人と車が交錯しているところも解決でき、駒場キャンパスの動線にとっても良い。さらにバリアフリーも付けたらどうかというのは、私の提案であったかもしれない。ただあくまでも、メインは建物を建てることであって、建物の位置が変わったことによって、そういう副産物が可能になるのではないということ。

國分： 増田先生がおっしゃった、すごく議論してきたという感覚は、先ほどの言葉にも入っていて、実際、されてきたものと思う。今、一番そこが争点になっていて、その議論してきたという感覚が、教授会の中で行われた議論だとして、議論が共有されているかどうかというところに、私は自信を持って否定することはできないが、かなり疑問だと思う。そこがすごく難しかったことなのだろうと思う。こういうものを決めるときには、どうしても案をいくつかに絞ってから出さないと話にならない。でも、ここでB案に決めたのかよく分からないまま、だんだんB案になっていったと感じている。十分議論したという自負もあるでしょうし、それは事実だと思う。それに加えてまた議論をするというのは、確かに非常に苦しいことだと思う。しかし、どのように議論したか、デュープロセスを踏んだと言えるのか、この後それを取り戻せるのかというのは、非常に難しいところだ。私としてはどうするのが良いか分からないが、いくつかの立場の人が入った会議で、案を再検討するところまで戻らないと、デュープロセスを経たという感覚にはならないかもしれないと思っている。今のB案の位置に、本当に皆が同意しているということなら仕方ないと思うが、それがどのようにデュープロセスを経たと言えるかというと、この意見交換をただけだと、何かガス抜きをただけと思われる可能性が絶対あると思う。

高橋： ワーキンググループには各専攻からメンバーが出ていて、そこでかなり議論はされ

ているが、参加者以外には、わりと伝わっていないところがある。

加藤： タスクフォースとしてワーキンググループを立ち上げ、最初に叩き台として出てきた案がバレーコート跡地のものである。もう少しコンテンツを考え直すということと、条件が変わったこともあって、新しい条件に合う形に見直すという位置づけから再検討を始めた。たくさんの意見があり、それ以外の案も考えてほしいということもあり、いろいろ検討をした中で最終的に3案をワーキンググループに出した。それがバレーコート案と、坂下門案と、102号館南側の案である。建設の考え方からすると、やりやすいのは坂下門案と、バレーコート案になる。バレーコート案には、スポーツ・身体運動部会の方を中心に反対意見があり、坂下門案では、貴重な緑地をだいなしにするのはいけないという意見があった。そういうことを踏まえて、結局102号館の南に落ち着いた。そういう意味では、全員の目の前で議論がされてきたわけではないけれども、少なくとも、ワーキンググループを通じて議論を重ね、ワーキンググループとしては最終的に12月の段階で、これを最終案としてまとめるということで合意し、教授会で提案していただいた。

増田： 各専攻系から代表者を出していただき、各専攻系に意見を下ろしていただきながら議論を重ねてきた。最終的に各専攻系から出てきた案について、すべてをご紹介することはできないし、教授会でそこまで時間を取ることはできないが、実際はかなり議論は行われたわけで、そういう意味では、我々としては、必要なプロセスはきちんと踏んできたのではないと思っている。

國分： 私は先生方が努力なさっていないなんて全然思っていない。この案件の難しさと、オンラインの会議の合意の取りにくさが混じって、今回の意見交換会をエクストラで開かなければいけないような状況になっていると思う。

高橋： 昨日来ていた先生からは、以前の教授会で、かなりきちんと議論した方だと感じているとは言ってもらった。もちろん、対面とオンラインでは違うと思う。

真船： 昨日出た意見では、あそこできちんと自然とか樹木の保存ができるのかという点について、大きなご指摘があった。あその場所の切る必要がある樹木は切らなければならないけれども、その対価というか代償として、西側の平らなエリアにきちんと植樹をするなどの管理をして、より魅力的な空間を造ることで、大学としての自然に対する考え方というのを世の中にアピールできるのではないかという話も伝えた。それから、先ほど言われたように、反対ばかりではなく、教授会等でもかなりきちんと議論されていたのではないかと、というような感想を言われた方もいた。

加藤： 組織の概算要求もやらなければならないという話もあった。

真船： 概算要求に関しては、内山先生が教授会で、建物を建てるということは概算要求をするときにそれを最優先にしなければならないという縛りにならないのか、という質問をされたと思う。私は、建物を建てたからといって、それを最優先で概算要求に出すということは考えておらず、概算要求に出したい案件があれば、それは広く受け

付けており、一番良い案を概算要求として出すべきだということを教授会で申し上げた。むしろ私は、中東研究というコアが駒場にあるので、概算要求を出すべきではないかと思っている。どちらが先でどちらが後かという話になってしまうかもしれないが、中東研究あるいは地域研究、広い意味でのアジア・アフリカ研究ということも含めて、より大きな地域研究の核になるものが、これを機に作れたら良いのではないかという話をした。

國分： それは私もそう思う。私も、建物は作る方が良いのではないかとと思っているし、中東研究の大きなセンターになることは、研究としても面白いと思っている。そうすると、この後どうしたら良いのか。先生方はどのように考えられているのか。

増田： 昨日は、樹木の保全という観点から、定量的にどの木を切ってどの木を残せるのかというような議論をしてほしいと言われた。それをするためには、実際にどういった建物をそこに建てるのか、この予算で何が建てられるのかということも含めて建築計画を進めない限り、具体的なところに進んでいかず、今言われている議論について明確には答えることができないと思っている。まずは建築計画に進ませていただきながら、ここはこうしてほしいといった要望があると思うので、そこはできるだけ聞き入れながら、進めていきたいと考えている。

國分： おっしゃる通りだと思いますが、意見交換会を3回行って、この後、どのようにこの話は進んでいくのかということが気になっている。

真船： 教授会でも申し上げたが、基本的にはB案で話しを進めたいと考えている。ただアンケートの結果、反対する意見も多かったので、その時申し上げたのは、そもそも建物は建てないというものも含めて、もう一回ゼロから議論を始めるのは難しいが、こうした方がより良いのではないか、こうした方が皆使いやすくなるなどの、建設的な意見がいただけると良いという話をした。これをさらに進めていこうとすると、どこかでスタートラインを作らなければならず、次に動けない状態になっている。そういう意味では、B案がたたき台としてあるので、それを出発点として動き出させてくださいというのが私たちの主張です。

國分： 先ほど申し上げた揭示板跡地案は、少し狭いという話、おおきな木を切らざるを得ないという話があったが、揭示板跡地は難しいのか。

加藤： 揭示板跡地だけだと、かなり小規模な建物しか建たない。向きを変えても大きな樹の大枝部分を切る必要がある。また、寄附者が当初考えていたある種のプレゼンスが、揭示板跡地で成り立つかどうかというのは、聞いてみないと分からない。

高橋： 他の案について検討してきた内容は、皆さんは知らされていないのか。なぜ揭示板跡地がダメだったのかワーキンググループで議論があり、それは皆さんに伝わっているという前提であるが、実際には、皆さんは聞いていないということか。もう一回、全部説明する必要があるのかどうかは分からないが、検討してきた内容について、その情報が広く伝わっていないようだ。

- 國分： 私には広い敷地に見えるのですが。
- 荻谷： 私は今初めて揭示板跡地案を聞いたのですが、揭示板跡地は地図を見る限り相当狭い。
- 高橋： 昨年度、ワーキンググループで検討はしているのですが、その話は伝わっているのですか。
- 加藤： 説明はしたが、きちんとした案までは出していない。
- 石井： ATM と揭示板跡地を合わせれば出来ないか。B 案でだいぶ面積が狭くなっていると思うので、階数を増やせば、容積の点では今の B 案と変わらないものができるのではないかな。
- 加藤： 建築ですので、やってできないことはない。ただし、キャンパスの環境を考えたとき、キャンパス計画の要項の中で、あそこは低密度地区になっているため高い建物を建てるべきではない。また、一番大きな問題は、正門と ATM の建物が一体で保存建物になっていることである。この建物を勝手に壊せるかどうかは、全学的な保存にかかる難しい問題である。
- 國分： ATM の建物は一体なのか。
- 加藤： ATM は昔の車庫の中にある。門柱と守衛所と車庫は一体だったと思う。一高ができたときにセットで建てられているので、壊せないわけではないと思うが、ここでの議論の対象にはならない二次保存建物に該当している。一次保存建物はただ古いだけだが、二次保存建物は歴史的に価値がある、認証付きの保存建物である。
- 石井： 揭示板跡地には 2 本か 3 本大きな木があり、それらは切らないといけなくなることになる。私が思うに、樹木の総量バランスをとらないといけなくなると、仮に 3 本切るとすると、3 本どこかに植えないといけなくなることになる。それを今の B 案のところに植えることによって、あの辺りの雑木林の植生は、今より改善されるのではないかな。
- 加藤： もちろんそういう考え方はある。
- 石井： 揭示板跡地でも、そうでなくても良いのですが、B 案ではない代替地があったとして、そこで樹木を伐採しなければいけないことになった場合には、コンペンセーションとして B 案のあたりに植えるということはどうか。そこを、例えばバフワーンの森などとして、バフワーンさんの寄附金によって、駒場キャンパス全体が良くなっているのだということをバフワーンさんに提案するという形もあると思う。建物だけではなく、建物も含めた駒場の生態環境全体に、バフワーンさんに役立ってもらいたいもの。寄付金を貰うだけではなくて、こちらからある種、夢を共有してもらえれば、一緒にやりたいという感じになる。私が関わっているプロジェクトでは寄附者の方にそういう形で話を持っていっている。
- 高橋： 今のところは建物を建てるためのお金として合意をいただいている。きれいな建物が出来たら、その後にまた、お願いできるかもしれない。
- 石井： 寄附者は建物を建てたいという、本当にプライマリーな願いなので、それを叶えつ

つ、実は同時にこれもできるので、これも一緒にどうかということとは言えないのか。

高橋： 建物がきれいにできたら、その後でもう一回お願いすることはあると思うけど、今の段階では言えない。

広瀬： 何か追加でお願いするという話ですか。

石井： そうではない。緑も含めてセットで建物を建てていただくことによって、こういうような駒場キャンパスができますという話です。

増田： 確認が必要ですが、掲示板跡地にある樺の木が、シンボルツリーになっていると、切るのは難しくなってきます。

加藤： 掲示板跡地の南側にある樹木自体は、立派な木であるけれども、シンボルツリーではない。情報教育棟の北側にある木は保存樹木で、樺の林になっている。

荻谷： あそこに作ってしまうと、バリアフリーができないのではないかな。

加藤： あそこに作るということだと、バリアフリーを含めたものにはならない。

石井： あその雑木林は、手を入れないとダメなことは間違いない。建物とセットで森を残しつつバリアフリーを通すということができればいいなと思っている。

國分： アンケートを取った時の数は、どうだったか。

増田： 賛成 95、反対 61、どちらとも言えない 57、白票 11 です。

國分： 私はここに教員としている期間も短いので、今までどのような感じで、どう決めてきたのか分からないところがあるのだけれど、先ほどのワーキンググループでは、各専攻の代表を集めて話してきて、毎回持ち帰ってもらったはずだというのは全くおっしゃる通りだと思う。なのに何でこうなってしまったのかということは、考えないといけないところで、私としては、今日はそう感じているということをお伝えしようと思って来た。掲示板跡地案についても、諦めきれないところもあるが、それも一応お伝えした。

真船： 掲示板跡地の方が良いというメリットは、B 案のように木を切ったりしなくて済むということですか。それともより積極的な理由ですか。

國分： 私は B 案を見たときに、建物そのものより、バリアフリーのために穴を掘ったりすることが、あの土地にすごく影響するのではないかなと心配だった。掲示板跡地は何も計画がないですね。

真船： 今はないです。

國分： 計画がないのであれば、しかもある程度目立つところということであれば、掲示板跡地の方が目立つ。私はバレーコート案に反対した先生方の気持ちは何となく分かる。本当に目の前に建つ様な感じになってしまう。掲示板跡地であれば正門に入って左にドーンと建って目立つし、便利だと感じる。

加藤： バレーコート案の壁面線はアドミニストレーション棟と同じ位置だから、かなり東に寄っているはずである。正門との位置関係からすれば、今の掲示板跡地よりも離れている。ただ、バレーコート案は、既存の教育に支障があるとか、元々あそこは運動

施設であったという歴史的な経緯があるとか、そういうことだったと私は理解している。

國分： 私は掲示板跡地案を聞いたときに、良いなと思っただけです。

真船： いろいろな意見をいただき、私も考えさせられるというか、考えることはあるかなと思ったところです。これがもう一つ考えるきっかけになればなというところもありますので、また明日もこの形で進めたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

以上

バフワーン会長寄附建物に関する意見交換会 議事録③

日 時：令和 6 年 5 月 22 日

場 所：アドミニストレーション棟 3F 大会議室

出席者：真船研究科長、増田副研究科長、寺田副研究科長、加藤研究科長特別顧問、
高橋 英海教授、石井 剛教授、内山 融教授、堀田 知佐教授

真船： 3 回目の意見交換会を始めます。内山先生から発言していただいてよろしいですか。

内山： 若干厳しいことを申し上げてしまうかもしれないが、ご容赦ください。二日間の意見交換会の中でどういう話があったか聞いている。昨日、國分先生から、いわゆるデュープロセスの話について話があったと思うが、デュープロセスとはそもそも何かということを確認しておく必要があると思った。まず、大前提として、森山先生が研究科長でおられたときに、この案件について、教授会の合意が得られなければ、断ることもあり得ると、教授会で発言されていたが、そのスタンスは今でも変わっていないのか、それとも、もはや教授会の合意は特に必要ないとの考えなのか。

真船： 教授会の合意とは何かというところが大事であると考えている。教授会では、決は取らないという形なので、ある種の合意は必要だろうと思っている。やりたくなかったがアンケートを取り、今日に至っている。アンケートでは B 案について良いのかダメなのかという問い方をした。建物を建てることは良いけど B 案では嫌だという人がいたら、おそらく NO と回答していたのではないかと推測している。結果は賛成 90 数名、反対が 60 数名、どちらでもないが 50 数名だった。私達としては、何度もワーキンググループを開き、2 年近く議論をし、教授会でもかなりの時間を割いて議論をしてきたので、議論は熟してきたのではないかとと思っている。教授会では、決は取らないので、合意したかどうかを判断するのは難しいが、限りなくそこに近づけていきたいと思っている。反対という人は必ずいる。ただ、個人的には反対だけでも全体としては合意でしょうがないと考える人もいると思うので、その意味で全体の合意は取りたい。十分時間もかけ、エネルギーも使ってきたということは、きちんとお伝えしたい。

内山： 合意が取れないという事態がどういう事態なのかということは難しい。今後、寄付を断るということもあり得るのか、あり得ないのか。

真船： もうここまで来ているので、私は断ることはないと思っている。

内山： それについて、どの時点で、もう寄付を断れないということになったのか。

真船： 4 月、5 月の教授会、そしてこの数日間の議論を考えると、多分そうなのではないかと思う。

内山： 議論が熟したかどうかについては、大きな認識の相違がある。例えば、12 月の教

授会では、全然中身が詰まっていないので、私はこれでは賛成も反対もしようがないと申し上げたと思う。これはまだ仮の案であり流動的だということなので、検討を止めるのではなく、検討を次の段階に進めることを認めるということが決まったと思っていた。決してB案で承認されたということではない。あくまでも、ここで否決するわけではなく、検討を次に進めるという意味の教授会だったと私は認識している。それがいつの間にか、道上先生がおっしゃっているが、B案で承認されたようなことになってしまっている。つまり、曖昧な言い方をしておいて、あるいはガス抜きをさせておいて、後から、あの時皆で決めたよねというような言い方になってしまっているように見える。言ってみれば、既成事実を作って教授会に受け入れさせようとしているように見えてしまう。これはデュープロセスではないと思う。デュープロセスとは、きちんと議論して、できるだけ広く合意を得て、その上で正式に決定するという行為を行うことがデュープロセスだと思う。ちなみに、既成事実という言葉を使ったのは、政治学者の丸山眞男が、日本人というのは既成事実屈服しやすいということと言った。これは満州事変を起こした関東軍のことを指している。つまり、関東軍が勝手に独走して満州事変を起こしたこと、それは明らかに違法なことです、日本政府はそれを止めることをせずに、関東軍のやったことを後から追認している。つまり、既成事実を積み上げ、なんら責任感のないまま物事が進んでいって、日本は破滅の道に進んでいったということを丸山が言ったわけです。穿った見方かもしれませんが、そういった既成事実を作って、皆話したからしょうがないよねということを狙っているように見えてしまう。アンケートの結果については、確かに相対的には賛成が多数だった。大きく見て4割が賛成、3割が反対、そして3割がどちらかとも言えないという結果だったと理解している。

堀田： アンケートの実施は、私が要求した結果だと思う。実施してくださったのは非常に良かったと思うが、あの時B案で良いかと聞かれた。あれは結構ギリギリの線でこちらに攻めてきている感じがした。明らかに他のやり方にすると割れるし、あの聞き方が相違を執行部側に一番取りやすく、そういう計算が明らかにあったと思っている。私がもし執行部だったらそうする。その時の聞き方が、B案の何を焦点にB案が良いかと問われているのか、結構ぼかされていた。逆に言うと、賛成した人にも反対した人にも、少しニュアンスの違う賛成と反対がたくさん混じっているということは、お互いに理解していると思っている。色々な考え方がある中で、大勢としてどうなっているかということを理解する上では、いい参考になったと思っている。私たちも逆に、仕方ないかと思っている人も結構いるのだという認識も持った。執行部の方も、思っていたよりもB案に賛成してくれているのかなという感触を持たれたと思う。そこで論点になるのが、B案というものの、ポジティブでもネガティブでも良いけれど、それがどういう意味合いのポジティブなのか、ネガティブなのかということであり、もう少し詰める必要があると思っている。意見聴取されるということは、そうい

う点で、もう少し認識を深めていくという意味もあったと、私は思っている。B 案について良いところ、悪いところ、改善するとしたらこういうところ、という資料を作成してきたので、後でお見せしたい。

私の感触では、執行部の方々はこういう案件があるということを、ずっと教授会で一生懸命呼びかけていただいていたと思う。執行部の方々は、みんな無関心だったと感じておられると思うが、無関心だったわけではない。日々のデューティとか、例えば 12 月だったら D 論の修文があり、本当に皆ギリギリのところをやっている、もちろんそれは執行部の方も同じだと思うが、そういうバランスの中でどこまでそれにコミットできるか、時間のタイミングにも、ズレというものはどうしても起こってしまうところもある。非常に難しいが、そういう、いろいろな掛け違いのようなところが沢山あったと思っている。もし、例えば私がもう少し積極的に 1 年前に意見を申し上げていたら、少し状況が違っていただかもしれないと思っている、その辺はこちらも反省すべきところが沢山あると思っている。

内山： 堀田先生のおっしゃるとおり、いろいろ掛け違いもあったと思う。私の思いは、デュープロセスと熟議という点で、どうしても引っかかるものがあるということ。先程の既成事実とアンケートの話で、アンケートは相対多数が賛成なのだが、4 割ということは、これは熟議のプロセスが足りなかったことの反映だと思う。つまり、私が費用の話もしたけれども、反対の 3 割は便益が費用を下回ると考えているということだと思う。作るよりも、作らないほうが良いということだと思う。「どちらとも言えない」の 3 割は、便益が費用を上回ることに確信が持てないという人だと思う。つまり 6 割が建設を積極的に支持していない訳です。全体の意見分布という点では、6 割は消極的であるという、この事態は重く見ていただきたい。このような状態のまま建設に強引に、しかも B 案で進むということは、デュープロセスとは言えないのではないと思う。これまでの駒場の教授会では、こういった研究科運営をしてこなかったと思う。法律上は、教授会にそんな権限はない。学校教育法上では、教授会というのは研究科長や学部長に意見を申し上げるが、最終的には学部長がリーダーシップを持って決めるということが法律的な運営です。東大においてはボトムアップの民主的な手続きを重視してきたという慣行があるということを、ぜひ考えていただきたい。そういう意味でも、熟議は決して済んでいるとは思わない。

次の点です。前回の教授会で、私はスライドを用意して説明する機会を与えていただいたのだが、その時に出した疑問や懸念が、まだ全然クリアになっていない気がする。これもある意味で熟議が足りない証拠ではないかと思う。その中でも、特に建物の利用の仕方の具体的なプランは大事なのではないかと思う。ソフトのプランがなくて、建物だけ建てるのは危険ではないか。ひょっとしたら、その部屋が使われずに放置されてしまうということもあるかもしれない。再三申し上げた通り、既存の空き部屋があるので、そこをまず有効活用する努力をすべきではないか。それが、大変なこ

とはよく知っているが、それをやらないことには話にならない。既存の空き部屋をうまく管理することができないから、新しい建物を作るというのは、若干、本末転倒だと思う。個人的にお話したときに、ぐずぐずしているとお金が入ってきてしまうとおっしゃられたと思うだが、寄付契約を結んだということか。

真船： レターオブインテントが入っていますので、そういう意味では寄付金は来るかもしれない。

内山： 多分、寄付契約は結ぶのではないのか。寄付契約のアグリメントにサインするのではないのか。

堀田： 執行部としては、サインをする時に必要なのはどの段階までの計画案で、どこまでを用意していれば良いと考えているのか。バフワーン側から、条件は付けないという話を、直接行って取ってこられたのだと思う。それは非常に大きかったと思う。その際、立地、建て方、仕様、用途、費用も含めて求められたのか。逆に言うと、費用として概算額だけ示しておいて、その範囲で収めるという言い方も出来ない訳ではなかったと思う。その時のデッドラインとして、どこまでを用意しなければいけないという要請はあるのか。それともこちら側が考えることなのか。

真船： 特にない。

高橋： ご本人から寄付の意向は、はっきり表明していただいている。

堀田： 例えば B 案の建物を建てる場合、あれはかなりお金がかかるのではないかと考えている。なぜかという、ある程度の階高があり、多分 3 メートルから 5 メートル掘らないといけない。掘る工事はかなりお金がかかり、工期もそれなりにかかると思う。調査をしないといけないこともあると思うが、それも含めて B 案を建てるぐらいの金額は確保できるのか。

真船： 金額としては、約 11 億円ある。

高橋： そのお金は、既に日本の銀行にあります。

堀田： 資料を用意したのでご覧いただきたい。簡単に論旨だけを書いている。最初が立地案に対する対案である。B 案は、確かに立地的にも考え抜いた案であることもある程度理解した。それ以外の可能性がゼロではないのではないか思い、候補地についてそれぞれ困難がある可能性もあるのだけど、①②③を挙げてみた。①は、かなりドラステックな案である。保健センターがいつ建てられたのかよく分からないが、国費で建てられたものだと思う。2 階しかないのかといつも思っていて、しかも壁が 3 面とも覆われていて暗いなど思っている。駒場にいる全メンバーが行く場所であり、結構正門に近いが、そこまで目立たない。しかも既得権益がどこの学部にも属していないので、この上に何か建てられないかなと考えた。加藤先生はご存知かもしれないが、早稲田大学の旧 3 号館という建物がある。これは非常に良い建築で、昔の大隈講堂のあったキャンパスにあり、古い明治時代の建物だと思うのだけど、きちんと保存した上で、その上に非常に大きな箱物が建ててある。普通はあのようなことをするとデザ

イン性に問題があると思うのだけど、早稲田大学は非常に上手にやられていて、良いところを非常によく残しつつ、先進的な建物をうまく建てている。そのコンセプトで、保健センターの上に何か浮かせて、箱物を建てるというのも可能ではないかと思っている。メリットは掘削工事がいらぬこと。杭は打たないといけぬのだけど、大規模に打つ必要はないこと。難点は、国費による建物の上にさらに建物を建てるということができるかということと、構造計算の問題がある。あとデザイン性の問題があり、どの程度きちんとしたデザインができるかよく分からない。面積的には B 案で出されている敷地面積とそれほど変わらない。利便性的にもそんなに悪くないかなと思っている。正門に近すぎず遠すぎずというところでもある。保健センターは少し変わった建物で、2 階の面積は 1 階に比べて多分 3 分の 2 以下である。ここにちょっとしたテラスみたいなものを作れるので、簡単に上がって、テラスで勉強できるようなところを作ると、割と面白いかなと思っている。ただ、これは割と工夫がいる案なので、ある程度建築技量が必要なのと、デザイン性については賛否があると思う。

2 つ目は、これは推す方が多いのだけど、掲示板跡地を利用する案である。面積が小さいと聞いたのだけれども、ATM のところまで抱き込んで、2 本の木の間にコの字型に建てれば、ある程度のものは建てられる。バフワーン氏の建物だと言うと、正門に近すぎと言って文句を言われる人が出てくる可能性があるが、ただ逆に言うと、メリットは正門に近いからこそ、フリースペースの利用がし易いこと。それは最初のバレーコートの時もあったと思うが、バレーコート案に比べると現在の B 案はかなり縮小されているので、フリースペースも作って、学生にもアクセスしやすいようにして、ATM も入れば良いと思う。

3 つ目は、B 案の改定案です。102 号間の裏には結構な林がある。隣の情報教育棟に外部階段があり、その横に 3 本くらい大きな木があるが、そこから先がすごく下がっている。その植生を保存して、林を目隠しにしているというところまでは良いと思うが、私がこの B 案で一番気に入らなかったのが、なぜ左側に作らないといけぬのかということ。南側から入ってくるわけだから、もう少しスロープで行けると思う。そうすると、わざわざ横に広げる必要はなく、建物の横の面を 102 号館に合わせると、バリアフリーを 102 号館の西側に通す必要は全くない。ここの図に書いてあるように、一番外側の通路をそのまま階段にし、一般の人が上がるようにして、建物の一番左側にエレベーターを作り、そこで 2 階に上がり、そのまま建物を突き抜ける。そうすると、情報教育棟の間の狭いところだけれど、結構きちんとしたところに通路ができて、かつその通路を真っすぐ行った時に、情報教育棟の階段のところに階高を合わせれば、102 号館の道路に干渉せずにそのまま保健センターの裏を回る通路を作ることができる。これはバリアフリーとしてはきちんと成り立っているのと、導線としても情報教育棟に直接アクセスできるという意味でも悪くない。B 案であれば、せめてこれぐらいの工夫をやっていただけないかなと思っている。それぞれ論理的に考

えた時に、少しオブジェクション的なことは、一応メリット・デメリットという形で書いてあるので、それは読んでいただきたい。それぞれの案についてメリット・デメリットがあり、クリアにするべき点があると思うが、簡単に私の私見からまとめてみた。それぞれそんなに無理な案ではないと思っていて、問題は費用がどれぐらいかということと、皆さんの反応がどうかということ。確かに既に案を出した上で、さらに他の人が別の意見を言い出すと、執行部としてはまたかという思いになると思うので、それを避けたいというのはよく分かるので、その辺の兼ね合いかと思う。

加藤： 保健センターの上というのは、技術的にできないことはないと思う。ただ、そこまでして上に乗せる必要があるのかという問題と、既存の建物の上に乗せる場合には、いろいろな折衝が必要になってくるので、それが現実的にできるかどうかということは、やってみないと分からない。掲示板の跡地の件は、昨日もお話があり申し上げたのだが、ATMが入っている建物はもともと車庫で、正門、守衛室と一体であり、第一高等学校が駒場に移ってきた時に作ったものである。歴史的遺産として東京大学としては二次選定建物になっている。本郷の正門、農学部の前門、駒場の正門は3点セットで同じ扱いになっていて、格が全然違うと思う。

堀田： 結構古い建物なのか。

加藤： 一校が駒場に移ってきた直後ぐらいに正門ができて、車庫の建物は、その時に守衛所とセットでできた建物なので、ここはちょっと触りづらい。

堀田： 車庫の建物の上に建ててはダメなのか。

加藤： もともとの趣旨は、登録文化財制度ができた時に、登録文化財候補として歴史的価値があるものを絞り込んだ中に入った。建築的な価値が高いかどうかは別にして、第一高等学校が移ってきたという歴史の記憶を残すという意味では大事で、登録文化財は、改築しても良いのだけど、外観が変わらないように努めることが必要となっている。ただこれに拘束される義務はない。とはいえ、上にオーバーハングとかすると、あまりにも景観が変わってしまうのではないか。東京大学のようなある種文化的な存在が、歴史的建物に対してこういう扱いをして良いのかということと言われたときに、良くないという気がする。

堀田： ATMのある建物は、いわゆるチンケな感じがした。

加藤： 私も建物としては大したことはないと思っている。しかし、あれがなぜ本郷の前門や農学部の前門と同格なのかということは、建築的なこととは別の、歴史的に同格の価値があるということ。

堀田： そこを入れなければ、掲示板跡地は狭すぎるということか。

加藤： 昨日も少し話したが、樹木もあるのでその辺も含めてである。

堀田： 掲示板跡地はそんなに悪くないと思っていたけど、あそこだと目立ちすぎるという人もいるのかもしれない。

加藤： 建物を建てるには、クレーンの設置など、周辺にある程度場所がないとできない。

堀田： 正門を、車が通れなくなってしまうかもしれないが、通行止めに近い形にすればクレーンを置けなくはないのではないか。

加藤： 要するに、お金など様々な問題を勘案しつつ考慮すれば、技術的には何でもできるわけではない。ただ、あえてそこをやるかというのは、少し考える必要がある。

堀田： ちなみに、この③に書いてある 11 号館南側の計画案はどうか。

加藤： 11 号館は、旧 2 号館の建て替え計画の一環で作った建物である。それこそ緑地問題が大変で、木をなるべく残している。そういう意味では、この緑地をいじるのは、その当時の構成員の考えに反することになる。建物の高さを 2 階に揃えているのは、景観と緑地の保全ということを勘案しながら 1 号館に揃えたもの。

堀田： 駒場キャンパスの使われてない土地は、空地のように見えて、必ず大木があるか、由縁があるか、どっちかということですね。ちなみに、ルベソンベールはいじれないか。

加藤： ルベソンベールは、第一高等学校の同窓会が寄付した建物で、歴史を保存するという意味で建物を保存しつつ、木造の建物は危険なので国際学生宿舎に変えさせていたのだいた経緯がある。一校の同窓会は実質なくなっているけれど、まだ御存命の方もたくさんいるので、今の時点では厳しいと思う。

堀田： 私が最後に出した B 案の改定案についてはどうか。

加藤： これについては余地があると言ったが、このとおりに作るかどうか、あるいは西側をいじらないかどうかは別にして、あくまで B 案の中で、どういう可能性があるか検討の余地があるということ。

堀田： 私的には西側をいじらないほしい。B 案でどれくらいの高さが必要なのか、どれくらいの用途に使いたいと思っているかと関係すると思う。また、動線が 102 号館の階段と干渉するという話があったが。

加藤： もし建築基準法を守って車路を作るとすると、あの道は 12 分の 1 の緩い勾配が必要になる。

堀田： 車路は作らないです。2 階に真っすぐ通します。

加藤： そこまでアプローチするために、車路は作らなければいけない。奥まで上がってくる時に、かなりの傾斜を車椅子が通らないといけないことになる。

堀田： そうではなく、バリアフリー対策として 2 階までエレベーターで上がるようにしている。建物に入るところまでは多少傾斜があるが、B 案の建物内のエレベーターで上がり、そこから東へ真っすぐ行く。2 階のフロアを情報教育棟のレベルと合わせ、そのレベルからまっすぐ北に行けるようにすると干渉しないで済む。要は北側に突き切らないようにして、保健センターから正門側に誘導できるので、通行する学生の視線さえうまく遮れば、102 号館と完全に干渉しない通路が作れる。それで一応、懸案の問題も回避できるので、現実的にありかなと思っている。

加藤： その辺も含めて、この B 案の中で、どのような可能性があるか、建築としてできる

かどうか検討が必要である。

堀田： どうしても B 案でないといけなるとすると、せめて建物西側と雑木林のギリギリのところはあまりいじらないようにお願いしたい。

加藤： 情報教育棟側にもかなり大きい木がある。

堀田： その木をどの辺りまで切る想定なのか。

加藤： こちらの想定としては、切るのではなく、移植でもなく、ずらすという方法を検討している。

堀田： 102 号館の裏、情報教育棟の階段があるぎりぎりのところまでは結構木が生えているけれど、そこから先は確かに荒れている。それもあって、この場所になったのだろうなと思った。

加藤： 一応こちらとしては、古い樹木調査の資料をもとに計画はしているのだけど、実際の図面を作る場合は、位置とかを決めて、もう 1 度きちんと木の調査をやらないといけないと思っている。

堀田： B 案の建物を作った場合、その下水はやはり道路側に通すのか。

加藤： 下水は情報教育棟に来ている配管に通す。

堀田： それは掘削以上の影響がないと思って良いのか。

加藤： 下水の配管位置まで正確に把握しているわけではないので、場合によっては、建物の位置が既存の配管にあたってしまうかもしれない。その場合、配管を北に移動させていく可能性はある。

堀田： 建物の建て方は全体的に仕方ないのかもしれないが、なんとなくバッチ処理に感じられる。

加藤： 私としては大いに頑張っている。コミュニケーションプラザや 21KOMCEE は、単に建物を建てるだけではなく、キャンパスをどう改善するかというのを考えて計画した。今回の建物が、もう一つの西門の機能を果たすことができれば、駒場キャンパスに資するというのが一つの考え方になっている。

堀田： 坂下門からの道をよく利用している者としては、B 案でわざわざ路を通さなくてもよいのと思う。バリアフリーというだけなのであれば、私が言ったみたいもので十分ではないかと思っている。それと、建物に付いていないツールを独立させて作ってしまうデメリットとして、余計なメンテナンスがかかるので、建物に寄せた方が楽なのではないかと思っている。

加藤： 色々考えてみます。

真船： 私から加藤先生に質問したい。掲示板跡地については、私も本当に狭い気がしていて、ATMが入っている建物の際に建ってしまうと、かなり圧迫感が出てしまうのではないかと思う。その場合、もう少し情報教育棟に近づけることはできないのか。

加藤： 情報教育棟を建てた時には、北側に建物を建てることは想定していない。しかも、隣との間隔を 10 メートル確保することなど考えると、意外に建つ場所がない。

堀田： 建て方にもよると思うけど、圧迫感が出てしまうと思う。書庫と床面積を考えた時に、どれくらい面積が必要なのか。

真船： トータルで 1000 m² ぐらいです。

加藤： 1 階分で想定しているのは、72 m² の 5 スパンで 360 m²。3 フロアで 1080 m² です。

堀田： 例えば 4 フロアにして、少し容積率を上げるとどうなのか。

加藤： おっしゃることは分かるが、階段やトイレは必要ですので、1 フロアあたりの面積が例えば 200 m² になると、実際使える面積は半分もない。このプランでも苦しいぐらいです。

堀田： トイレは、バリアフリーに反するかもしれないけど、15 号館とかにあるような踊り場に作る方法もある。

加藤： 踊り場に作っても面積は食う。何が問題かということ、トータル面積が 1080 m² でも 900 m² でも、1 フロアあたりの使い勝手を考えたときに、どうしても階段やトイレが必要になってくる。そういうものを除いたときに、有効に部屋として使える面積がいくつになるかが重要になる。102 号のような作り方をして、1 ルームでよいということであれば、圧縮はできる。

堀田： 内山先生から話があったと思うが、今、研究室が不足しているかどうかの問題に関して言うと、文系の先生方からはいろいろ意見があるかもしれないが、18 号間は結構空き室があると聞いている。

増田： 一昨日、針貝先生は「足りないわけではない」と言われていた。

内山： 18 号館は「自分たちの部屋だから渡さない」と、独立王国みたいになってしまっている。しかも以前、私が新任の政治の先生を 18 号館に入れてほしいと言った時には、外国語部会の人しか入れないと言われて、少しトラブルになったこともある。

加藤： 私がキャンパス計画室の室員のときに、部屋の有効利用をきちんとしないと概算要求は通らないと本部から言われた。そのため、きちんと部屋を回転させるための運営委員会をそれぞれ作っていただき、調査していただいている。先生が退職した場合は、その部分をはきだす必要がある。定員削減で減った分がどうなっているのかは、18 号館だけでなく他の建物もあるはずであり、それぞれ独立して考える必要があると思う。

堀田： 人が減っているのに、部屋が足りないというのは論理的におかしい。それであれば、新しい建物に教員室は必要ない。

高橋： 定員削減で専任教員が減っても、その分、特任教員を雇っているとそんなに変わらない。新しい建物に教員の個人研究室を設置することはあまり考えていない。

堀田： 建築の有効利用という観点でいうと、部屋の面積を区切るのではなく、後で変えられるような形が良いのではないか。

加藤： 仮案はそういう形の設計になっている。区切っても使えるし、広いままでも使える。他のやり方がないとは言えないが、このような形状が一番効率的である。昔の経験で

いうと、21KOMCEE WEST では、マージンがあることで、今までのような教室でやる授業ではない別の活動をすることが出来るし、研究にしてもいろいろな展開ができる。バレーコート案では、ある種のマージンとしてレンタルオフィスのようなものを組み込むとか、色々な案があった。そのマージンがあることが、駒場にとって不利益になることはないし、むしろ積極的にマージンを作っていくことが、駒場の未来に繋がると思う。

堀田： マージンを作るのは良いと思う。ちなみに、バレーコート案が潰れた理由を私たちはきちんと理解していないのだけれど、どういう反対があり、何が悪かったのか、簡単に説明いただけないか。

加藤： ワーキンググループの中でバレーコート案、坂下門案、それから 102 号館南側の案など複数の案を出した。バレーコート案には賛同する方も反対する方もいた。坂下門案は樹木の問題があり、ワーキンググループの中では、結局 B 案なら良いのかなという判断になった。別に、どちらが良いとか、どちらが悪いとかではない。

堀田： 私たちの認識が甘かったのかもしれないのだけれども、教授会ではバレーコート案がどちらかというと全面的に出ていたと思う。

加藤： 昔の話ですね。森山先生が研究科長の頃はそうだった。

堀田： 実際、パスみたいなものが出てきたのは、たしかバレーコート案だった。だからバレーコート案でいくと思っているところもあった。

高橋： それは、線路の向こう側の土地の買収と絡めた話です。

加藤： その計画がダメになったのは、当てにしていた線路の南側の用地が、別の用途に使われることになってしまい、連携することができなくなったためです。教養学部では線路の北側に建物を建て、線路の南側と連携することにより一層、その機能として効果的だというメリットもあった。

内山： 空地と言う点では自動車部のところも空いている。あそこはどうされるのか。

真船： 図書館の 2 期棟を建てるときは、自動車部の場所が干渉するので、どいていただく。自動車部も了承している。

加藤： 自動車部の場所は、あんなに土が盛ってあるはずはないのだけれど、あそこだけ突然高くなっていて、自然の傾斜とは考えられない。古い地図を見ても、平面図では高低が分からない。古くは、旧第一高等学校寮時代にはテニスコートがあったらしいが、土盛りをしてテニスコートを作ったかどうかまでは分からない。

高橋： 内山さんがおっしゃったように、確かに用途については、まだ明確になっていない。言い訳になるが、どのくらいの建物ができるか分からないと、何を入れられるのかの話までできない。

内山： 逆ではないか。何をやりたいかがあってから、そのために何を作るかを定めるものだと思う。

高橋： もともとバフワーン氏は、中東研究のためとおっしゃっていたが、こちらとしては、

もう少し幅広く、中東だけではない研究に資するようにしたい。3月に実際にお会いした際にも、学生のためになることであればやっても良いとおっしゃっていただいた。これを踏まえて考えていくべきだと思う。中東地域研究センターを移動させ、バフワーン文庫も移転させたい。特に学生のためとおっしゃっていただいたので、学生が使えるようなスペースをある程度確保したい。

内山： 中東地域研究センターが動くというプランは今までの話しの中にあったか。そもそも中東ではないという話にもなっている。中東地域研究センターのセミナー室、教室などは移転するのか。

高橋： 移転させていただければ良いと思っている。

内山： その話は、たぶん明らかになっていないと思う。プランが変わっているのではないか。

増田： その辺りは、イメージ的にお知らせしてきたつもりでいる。プランは変えていない。12月の段階で、中東地域研究センターを中心としたアジア、アフリカの研究センターがそこに入るということは一貫して言ってきた。

内山： そうですけど、4月の教授会では、増田先生はむしろ研究科長室管理と言われた。

増田： 当然、研究科長室が管理はするが、一般的な研究科長の貸出スペースというわけではない。入るのは基本的には中東の研究センターであり、用途に関してはこれまでも一貫している。

内山： 中東地域研究センターだけでは、部屋は一杯にならない。他の部分をどうするのか。

高橋： 一番可能性としてあるのは、他のアジア・アフリカおよび中南米系の研究施設であり、それは今後、研究科長室の主導で決めていく。

内山： 私が、この建物を作ったことによって、中東なり地域研究なりを重点化した概算要求をしていくのかと聞いた時に、そうではないと言われた。

真船： そうではないとは言っていない。誤解があるので明確にしておくが、建物を建てたから、そこを優先的に概算要求するのかと言われたので、他にも色々な概算要求の要望が出てきたら、出てきたものの全部平場に置いて、一番通りやすそうな、一番良いものから概算要求していきましようとして申し上げた。建物を建てたから、これしか出さない、これを優先的に出す、ということではない。

内山： 優先的に出す方針は取らないということか。

真船： そうです。

内山： それであれば良いのが、建物を建てたから、こちらを優先するような概算要求をするというような話になると、それは本末転倒かと思う。

真船： 方向性として、将来的に中東あるいはアジア、アフリカというのは、ますます重要になってくるだろうということは感じているので、駒場がリーダーシップを取って、東京大学の中でのコアな研究施設という形で出していくというのは、建設的な考え方ではないかと思う。

内山： 私の周りでも、中身のプランを詰めないと建物を建ててもしょうがないのではないかとやっている人が多い。ある程度、中身と一体でということにしないと、本当にこの建物にどういう意味があるのか、単に空きスペース作ってもしょうがないということになる。マージンが大事だということは分かるが、マージンを作るにしても、正に費用と便益のバランスで、これだけ木を切って、マージン作ることにどれだけのメリットがあるのか。そこは構成員の皆さんの6割は納得していないということなので、何度も言うが、反対ということではなく、皆さんが納得するような形で、合意形成していただきたいということに尽きる。

石井： 内山先生の考えに賛成するところがある。私がこだわったのは、一つは私個人に関係するところと、もう一つは学問論の両方ある。個人の方は、私は大学時代から植林をやっていて、中国で砂漠旅行をしていたこともあるので、緑に関しては結構敏感なので、そこにこだわりたかったという思いである。しかし、この3日間出席させていただき、堀田先生のB案の修正案も含めて、B案を中心とした計画しか現実的にはないのかなという気がしてきた。個人的な思いとしては承服しがたい部分があるけれど、駒場の全体の総意としては、そちらの方向に行くほかないのかなということが、なんとなく分かってきた。もちろん、これからもっと良い場所が突然見つかったら、それはまた、別かもしれません。

もう一つは、これまで教授会では、私たちが知ることがなかったことを、この3日間で、たくさん知ることができたことは大きな収穫である。例えば、植物学的、生態学的、建築からのアセスメントであるとか、キャンパス全体の計画の歴史、加藤先生がずっと携わってこられたことの経緯とか、その他いろいろあったと思う。もしかしたらワーキンググループとか、教授会の中でも話があったのかもしれないが、私自身はこの場で初めて分かったことだ。私としては、今回の件は大事な事件だと思っていて、これをチャンスにして、駒場をこれからどうすれば良いのかという話を、駒場の構成員全体がもっときちんと議論すべきだと思う。まだこの建物の中に何を入れるのか十分に固まっていないということを活かしながら、学問論として、少なくとも1回シンポジウムなどをして、ここで何が争われて議論されたのか、今後、私たちはこの建物に何を賭けていくのか、今後の教養学部がどのように夢を持てるのか、アカデミックなレベルでの話だと思うけれども、教養学部として考えた方が良いのではないかと思う。これは学問論なので、具体的な制度にすぐ落とし込めるという前提ではいけないと思うが、できれば、建物は最終的にどこにどう建てられるかまだ分からないけれども、こうなった経緯について記録を作り、誰でも閲覧できるような形で、文章にしていきたい。私が書き手に加わっても構わない。そういう記録を残していくことが、農学校時代以来からこの場所を預かってきた私達としての責任もあるし、同時に次の世代に対しても、希望が与えられるのではないかなと思う。今、時代の転換点でもあるので、駒場がいったい何をしようとしているのかということが見せられるよ

うな仕掛けを、研究科長室主導で作っていただきたいと思う。具体的なアイデアも、ない訳ではないが、一旦ザックリとした希望を述べさせていただいた。

真船： ご希望については拝聴した。これまで建物を建てようとする、教授会の議論では、加藤先生はかなり大変だったと聞いている。みんなが賛成という訳でもなく、様々な意見は常に出ていたが、こういう形かなということを、何となくみんなで納得して進んできたという経緯かなと私は思っている。

堀田： 大学はリノベーションという考え方が欠落している。世界的には建築はリノベーションと言われており、日本の建築は遅れていると思う。予算の縛りがあつたり、手を付けられない場所があつたりするのは分かるが、私は、美的にも構造的にも機能的にも、102号館と保健センターは素晴らしいとは思っていない。もう少しやりようがあると思っている。もちろん一度建てたのだから、大事に使って持たせたいという考え方もあるのと思うが、お金も折角あるのだから、うまくリノベーションできないのか。

加藤： 少なくとも、私が関わった5号館の教室はそれなりにリノベーションしたし、アドミニストレーション棟も元々は図書館だったが、リノベーションした。

堀田： 5号館もアドミニストレーション棟も素晴らしいと思う。リノベーションは基本的には可能なですね。

加藤： 基本的には、どちらかというとな新築するよりも、使えるものは使ってくださいという事になっている。

堀田： 古い時に建てられた建物は、内部のプランも使い方に関しても、何となく微妙だと思っている。増改築とか何かすれば、何とかかなりそうな気がしているのだけれど、どうしても新しく建てないといけないのか。

加藤： 必ずしも新しく建てないといけないことはないが、土地の有効利用などを考えたときに、ある程度、高層化や集約化することで、土地を空けるということは必要になってくる。

堀田： だから、私が言った様に、保健センターはそれほど階高もなくリノベーションは可能ではないのか。高ければ、景観が悪くなるって考え方もあるので、何がいいかわからないが、今回は新しく作らないとダメだということだったのか。

加藤： 今回は、寄付者の意向とか、私には詳しいことは分からないが、色々な事情があると思う。図書館に入れる案は考えたのだけれど、難しいという話だった。

真船： 私も図書館は最初に考えた。

堀田： 何でダメになったのか。

真船： 寄付者の思いがあるからです。駒場にとって一番良いのは、そのままお金をいただくことだが、そうはならない。

加藤： お金をいただいて、運営や既存建物の改修に使用させていただくのが、建築だけ言えば、それが一番良い。

堀田： 交渉で何とかならないのですかね。

真船： 本日も、お集まりいただき、ありがとうございました。3日間の感想としては、大変実りのある、意義のある時間だったと思っている。対面で話すことに大きな意味があったと思う。今回、色々出た意見を、今後検討する材料にしたい。私の気持ちとしては、B案というのは一つの筋だと思っている。ただ、今日の堀田先生の意見は、建設的であり、ポジティブな意味で、非常に参考になった。

堀田： 取り入れていただきたい。

真船： あとは建築的な問題だと思う。

加藤： 設計はこれからで、これからお金と時間をかけて、現地調査を行うので、そう簡単にはできるものではない。

堀田： 逆に言うと、もうB案以外は調査とかする余地はないということか。

真船： 私はそう思っている。

堀田： リノベーションも、バフワーン氏はダメだと言っているのか。

真船： それは分からないが、逆にリノベーションされる建物の側の人たちの意見もある。

堀田： そうですね。102号館と保健センターが一番反対しないのではないかと思います。

加藤： 保健センターは私がキャンパス計画室の室員の時に携わった建物で、元々は炊事門の脇にあり、それをキャンパスの中心に近いところに持って行くのであれば予算がつくということで、あの場所に決められた。時計台、900番教室にも近いため、歴史的な景観を保存しないといけないということで、なるべく目立たないようにした。

堀田： 加藤先生が保健センターの設計に関わられたのであれば、細部もご存知なのですか。

加藤： 設計には関わっていない。キャンパス計画室の室員として、保健センターと情報教育棟の一期棟に関して要望を言わせていただいた。

堀田： 二期棟には関わらなかったのですか。

加藤： 二期棟にも関わっている。本来はそこに建てる予定はなかったのだけれど、予算が付いてしまって、執行しないと二度と予算が貰えないということでかなり苦労した。保健センターからも、前に立てると怒られた。そのため、ある意味複雑な形状になっている。

堀田： 情報教育棟を建てた時の用途は、全部決まっていたのか。後で教えてほしい。

真船： 意見交換会としては、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上

令和6年6月20日

教職員各位

大学院総合文化研究科長

大学院数理科学研究科長

令和6年度における夏季の休業状態の実施について（通知）

このことについて、「令和6年度における夏季の休業状態の実施について（通知）」（令和6年5月28日付け）に基づき、節電やピーク時電力の削減といった電力需給対策に加え、電気料金の値上げに伴う電力使用量削減の観点から、学部長室、アドミニストレーション棟各課、数理科学研究科事務室等では下記のとおり休業状態を実施しますので、お知らせいたします。

なお、この間の電話対応、窓口業務、郵便業務、学内便業務は行いませんので、関係者へ周知方よろしくお願いいたします。

部局内各組織におかれましても、原則、下記休業状態実施日に、休業状態を実施くださるようよろしくお願いいたします。各組織の実情に応じて一定の組織（専攻、研究部門、研究室等）ごとに、休業状態実施日を別に指定する場合には、予め総務課総務チームまでご相談ください。

記

休業状態実施日 令和6年8月13日（火）～14日（水）

- ※1 駒場図書館も8月13日（火）～14日（水）に休業状態を実施し、この間の電話対応、窓口業務は行いません。
- ※2 夏季における一斉休業状態の特別休暇の取得については、別紙をご参照の上、「就労管理システム」により手続を行ってください。
- ※3 労働基準法に基づき、年に10日以上年次有給休暇が付与される教職員（短時間教職員・管理監督者を含む）に対して、年5日については本人からの意見を聴取したうえで、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。上記の休業期間前後に合わせて積極的に年次有給休暇を取得いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

総務課総務チーム

（内線）46013, 46893, 46015

年次有給休暇の年5日の計画的取得について

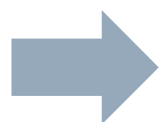
労働基準法に基づき、年10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対し、1年間で5日については、労働者本人の意見を聴取したうえで、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。

年次有給休暇の年5日の計画的取得についてお願い

夏季の一斉閉室期間や連休期間中に合わせて、年休の積極的、計画的取得をお願いします。

休暇申請承認手続きの徹底をお願いします。

休暇を取得する場合は、就労管理システムにて事前申請を行ってください。



教職員の皆様の休暇取得状況については10月頃確認を行います。
確認後、取得が5日間に満たない方については、ご本人に意見聴取の上、計画的取得を促します。

裁量労働制適用教職員の就労申請等について

休暇・休日振替等を取得する際には就労管理システムより申請が必要です。
加えて、毎月勤務状況等申告書の提出が必要です。

①毎月の就労申請・承認について

手当や賞与支給の計算に関わるため、**【翌月10日】**までにご対応をお願いします。

＜対象＞

年次有給休暇、特別休暇（病気休暇等）、休日振替・割振、勤務しないことの承認

②勤務状況等申告書の提出について

勤務時間等の状況把握のため **【翌月上旬】**までにご提出をお願いします。

※締切日は毎月メールにてご連絡いたします。

※やむを得ず休日振替・割振ができない場合は事前に総務チームへ相談の上、
本様式にご記載ください。

2024年夏 駒場 I キャンパス節電のお願い

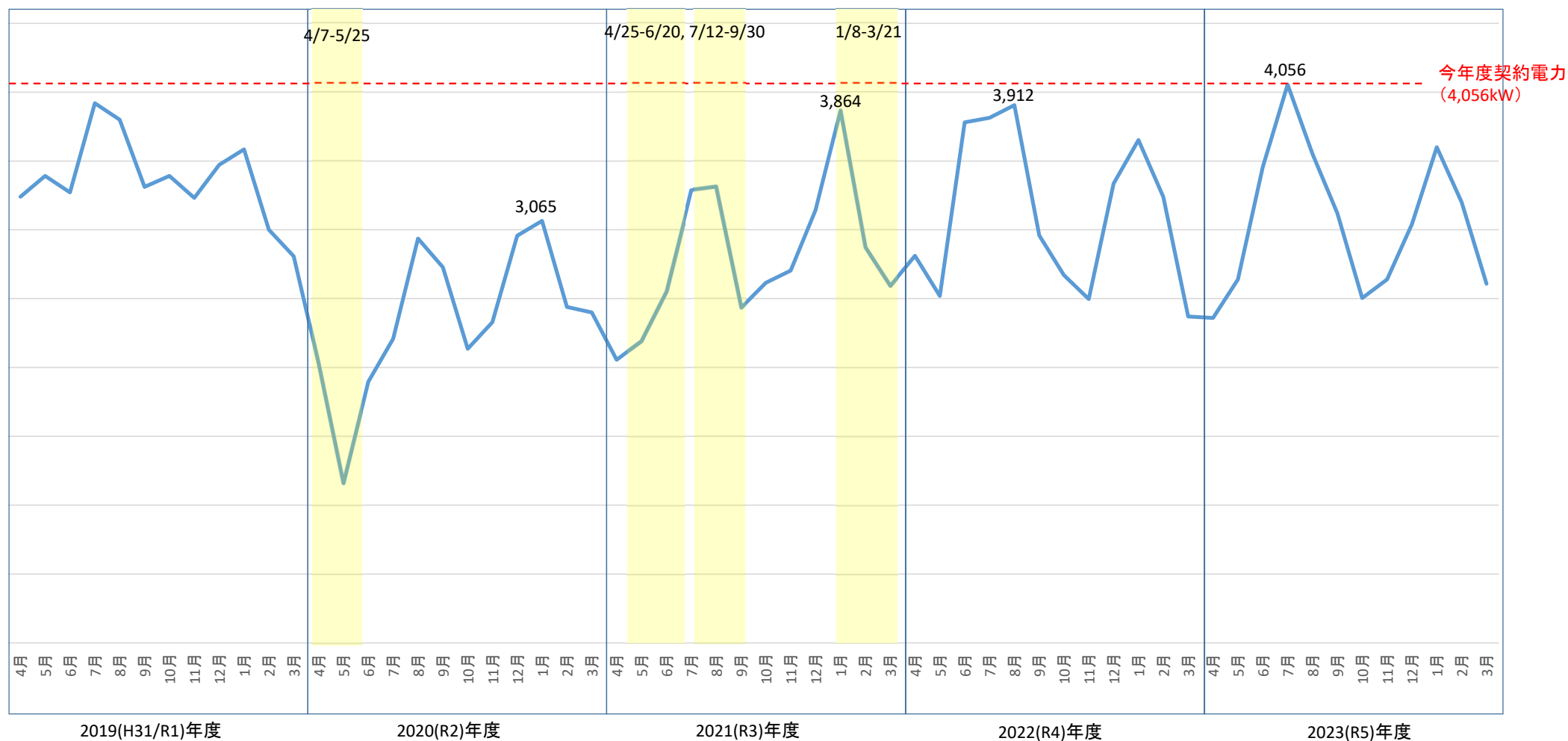
背景

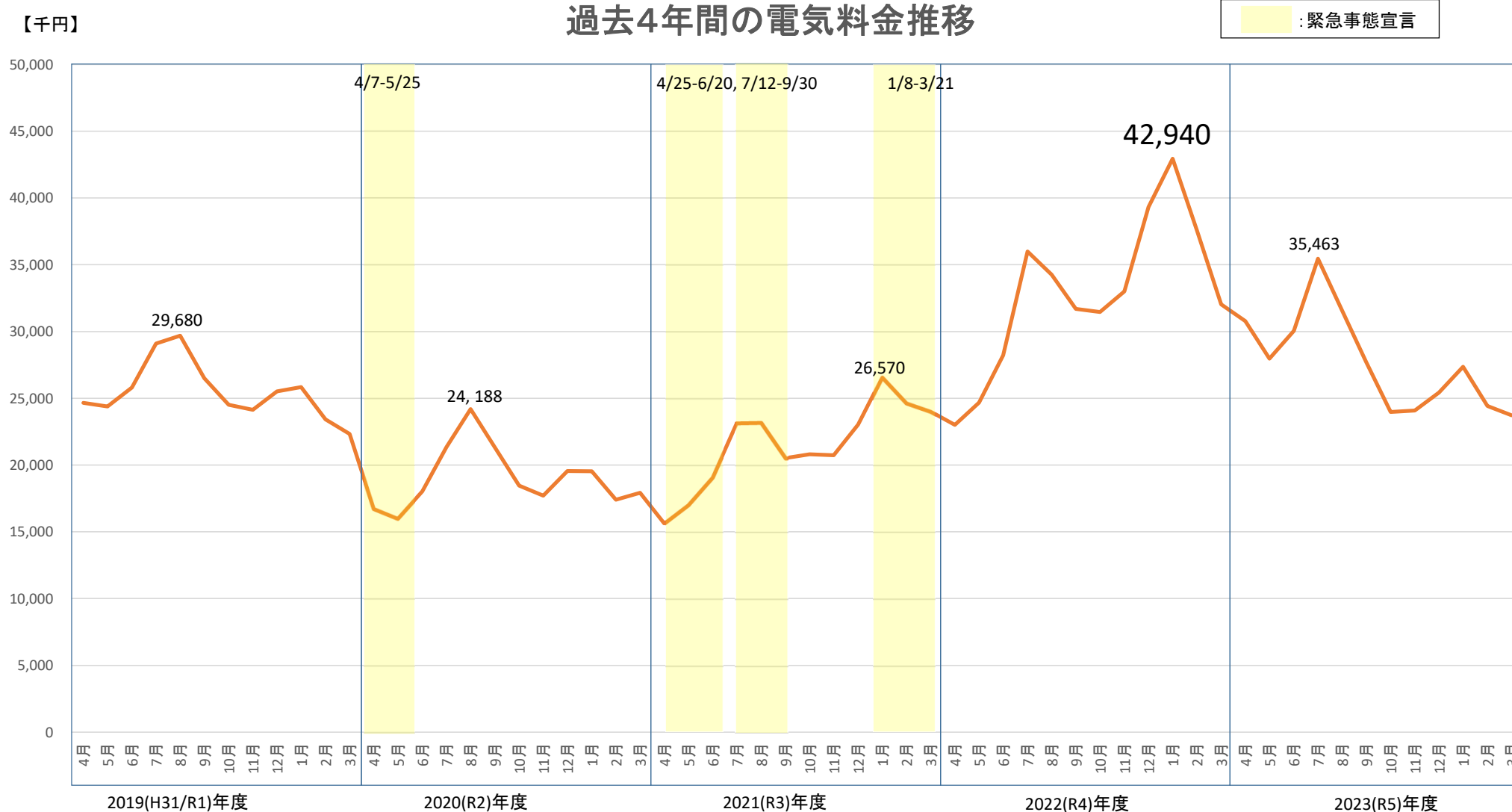
- ◆ 電気の基本料金は、
1 時間あたりの電力使用量の最大値に依存
- ◆ **電力使用量の約1/3が空調**によるもの
- ◆ 同量の電力を安く使うには、
ピーク電力を小さくすることが本質的
→ ピークは7月の暑い日（と冬の寒い日）に来る

【kW】

過去4年間の月別最大電力量推移

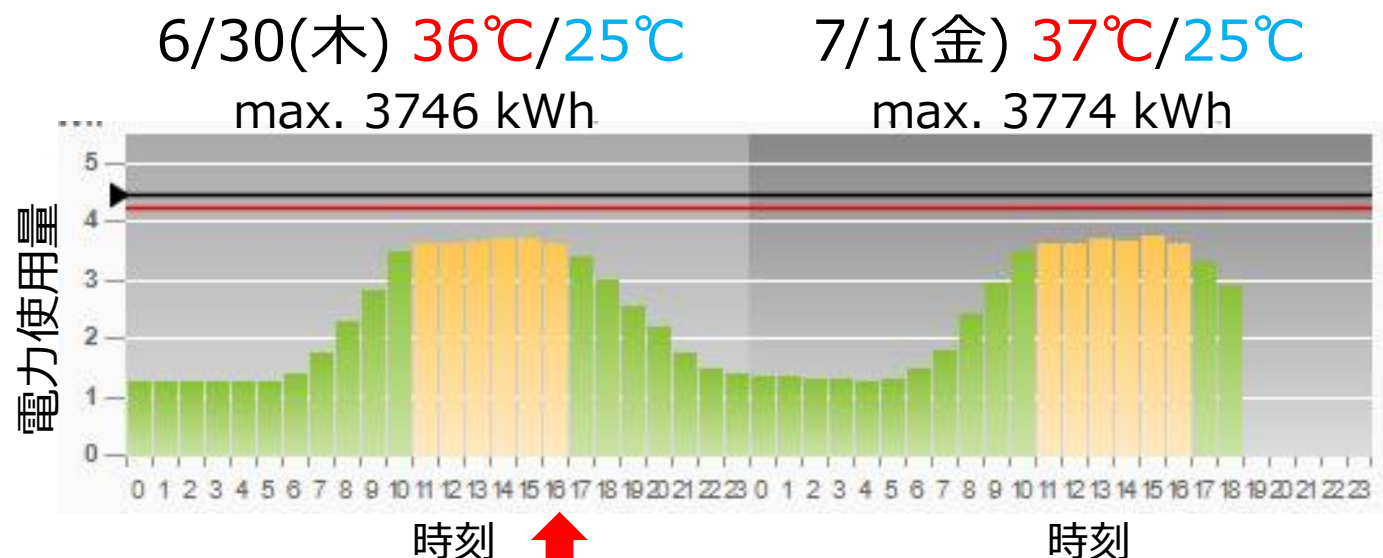
: 緊急事態宣言





2022(R4)年度より2023(R5)年度の電気使用量(kWh)の方が多いが、電気料金単価が下がったため、電気料金自体は安価となった。
 ※ 2022(R4)年度単価: 28.43円/kwh 2023(R5)年度単価: 23.85円/kwh

過去、特に暑かった二日間の駒場 I キャンパス全体の電力使用量 4/5



メールによる節電のよびかけにより、次の日の方が暑かったにも関わらず、増加を最小量に抑えられた

- ◆ピーク電力は、**13時から16時**の間
- ◆今年度は19号館の運用が開始されることから、電力使用量の増加が見込まれる。
- ◆電気料金単価は2022(R4)年度に比べると下がってはいるが、コロナ前の水準と比較すると高止まりしている状況。引き続きピーク電力値と年間電力総使用量の削減が必要。

～節電対策をよろしくお願いします～

① エアコン(講義室):

温度設定が下がっている場合には、適切な温度に調整。

② エアコン(居室等):

日中に部屋を継続使用する場合は、午前中から運転し、夕方まで連続運転するようにして下さい。冷房をオンにした直後は大量の電力を使用しますが、連続運転中は使用電力を抑えられるためです。温度設定は下げ過ぎず(26℃以上推奨)、暑い場合は扇風機等を併用して下さい。数時間部屋を離れる際にはエアコンを消し、帰宅時には消し忘れないようお願いします。

③ 研究・実験:

特に電力を消費する実験は、可能な限り、ピーク時間帯(10-16時)を外す。

④ 不要な機器:

電源を切る、無駄な照明はつけない。

⑤ 緊急時はメールや放送等で連絡します

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対 象 と なる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対 象 と なる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	(略)				大学院総合文化研究科	(略)			
	広域科学専攻認知 行動科学講座認知 行動科学分野	講 師	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。	大学院総合文化研究科	広域科学専攻認知行動科学講座認知行動科学分野	講 師	3 年	再任可。ただし、1 回限りとする。
					大学院総合文化研究科	広域科学専攻基礎システム学講座系外惑星科学分野	講 師	4 年。ただし、令和 1 0 年 9 月 3 0 日を超えることはできない。	再任不可。
	(略)				大学院総合文化研究科	(略)			
	広域科学専攻機能解析学講座物性物理学分野Ⅱ	助 教	2 年。ただし、令和 6 年 9 月 3 0 日を超えることはできない。	再任不可。	大学院総合文化研究科	(削除)			
	(略)				大学院総合文化研究科	(略)			

広域科学専攻物質設計学講座物性物理学分野	助 教	4 年。ただし、令和 7 年 3 月 3 1 日を超えることはできない。	再任不可。
(略)			
広域科学専攻物質計測学講座物性物理学分野Ⅱ	助 教	5 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 3 年とする。
(略)			
附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅱ	講 師	5 年。ただし、令和 6 年 8 月 3 1 日を超えることはできない。	再任不可。
(略)			
広域科学専攻物質設計学講座物性物理学分野	助 教	4 年。ただし、令和 7 年 3 月 3 1 日を超えることはできない。	再任不可。
広域科学専攻物質設計学講座量子科学分野	助 教	5 年	再任不可。
(略)			
広域科学専攻物質計測学講座物性物理学分野Ⅱ	助 教	5 年	再任可。ただし、1 回限りとし、再任の場合の任期は 3 年とする。
広域科学専攻物質計測学講座物性物理学分野Ⅲ	助 教	5 年。ただし、令和 1 6 年 9 月 3 0 日を超えることはできない。	再任可。ただし、2 回限りとし、再任の場合の任期は 1 回目にあつては 3 年、2 回目にあつては 2 年とするが、令和 1 6 年 9 月 3 0 日を超えることはできない。
(略)			
(削除)			
(略)			

(略)	(略)

附 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部を改正する規則（案）

改正理由：分野の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行			改 正		
(略)			(略)		
第 2 条 講座に次に掲げる分野を置く。			第 2 条 講座に次に掲げる分野を置く。		
専 攻 名	講 座 名	分 野	専 攻 名	講 座 名	分 野
(略)			(略)		
広域科学専攻	(略)		広域科学専攻	(略)	
	物質設計学講座	(略)		物質設計学講座	(略)
		物性物理学分野			物性物理学分野
					量子科学分野
	基礎システム学講座	天体物理学分野		基礎システム学講座	天体物理学分野
					系外惑星科学分野
(略)		(略)			

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

改正理由：大学院総合文化研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行						改 正					
別表						別表					
(略)						(略)					
教育研究組織		対象と なる職	任期	再任に関する事 項	根拠規定	教育研究組織		対象と なる職	任期	再任に関する事 項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)						(略)					
大学院総合文 化研究科	(略)					大学院総合文 化研究科	(略)				
	広域科学専攻認知行動科学講座 認知行動科学分野	講 師	3 年	再任可。ただし、 1 回限りとする。	法第 4 条第 1 項第 1 号		広域科学専攻認知行動科学講座 認知行動科学分野	講 師	3 年	再任可。ただし、 1 回限りとする。	法第 4 条第 1 項第 1 号
							広域科学専攻基礎システム学講 座系外惑星科学分野	講 師	4 年。ただし、 令和 1 0 年 9 月 3 0 日を超 えることはで きない。	再任不可。	法第 4 条第 1 項第 1 号
	(略)						(略)				
	広域科学専攻機能解析学講座物 性物理学分野Ⅱ	助 教	2 年。ただし、 令和 6 年 9 月 3 0 日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第 4 条第 1 項第 2 号		(削除)				
	(略)						(略)				
広域科学専攻物質設計学講座物 性物理学分野	助 教	4 年。ただし、 令和 7 年 3 月 3 1 日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第 4 条第 1 項第 2 号	広域科学専攻物質設計学講座物 性物理学分野	助 教	4 年。ただし、 令和 7 年 3 月 3 1 日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第 4 条第 1 項第 2 号		
						広域科学専攻物質設計学講座量 子科学分野	助 教	5 年	再任不可。	法第 4 条第 1 項第 1 号	
(略)						(略)					

	広域科学専攻物質計測学講座物 性物理学分野Ⅱ	助 教	5 年	再任可。ただし、 1 回限りとし、再 任 の 場 合 の 任 期 は 3 年 と する。	法 第 4 条 第 1 項 第 1 号
	(略)				
	附属グローバルコミュニケーシ ョン研究センター日本語教育開 発実施部門Ⅱ	講 師	5 年。ただし、 令 和 6 年 8 月 3 1 日 を 超 え る こと は で き ない。	再任不可。	法 第 4 条 第 1 項 第 1 号
	(略)				
(略)					

	広域科学専攻物質計測学講座物 性物理学分野Ⅱ	助 教	5 年	再任可。ただし、 1 回限りとし、再 任 の 場 合 の 任 期 は 3 年 と する。	法 第 4 条 第 1 項 第 1 号
	広域科学専攻物質計測学講座物 性物理学分野Ⅲ	助 教	5 年。ただし、 令 和 1 6 年 9 月 3 0 日 を 超 える こと は で き ない。	再任可。ただし、 2 回限りとし、再 任 の 場 合 の 任 期 は 1 回 目 に あ っ て は 3 年、2 回 目 に あ っ て は 2 年 と する が、令 和 1 6 年 9 月 3 0 日 を 超 え る こと は で き ない。	法 第 4 条 第 1 項 第 1 号
	(略)				
	(削除)				
	(略)				
(略)					

附 則
この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

国立大学法人東京大学と目黒区との連携・協力に関する基本協定書(案)

国立大学法人東京大学(以下「大学」という。)と目黒区(以下「区」という。)は、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学と区が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、区の地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与するため、相互に連携・協力することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 大学と区は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力する。

- (1) 地域の課題対応のための学術研究の推進
- (2) 地域における取組を通じた人材の交流と育成
- (3) 学術研究の成果の社会実装に関する事項
- (4) 大学と区内教育機関との連携・協力に関する事項
- (5) 区民の学びを支援する生涯学習の推進に関する事項
- (6) 地震、風水害、その他の大規模災害発生時における連携・協力に関する事項
- (7) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

(個別協定等)

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

(協力方法等)

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、大学と区の担当部署と協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から5年間とする。大学及び区は、本協定の有効期間が満了する6か月前までに改廃について協議のうえ、更新の合意を得た場合は、有効期間内に更新手続きを完了するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、大学及び区が別途協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自記名のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学
代表者 総 長

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 区 長

東京大学における自治体等との地域連携に関する全学協定締結計画書

提出年月日: 2024/ /

担当部局: 総合文化研究科・教養学部

実施責任者(担当部局長)名: 真船 文隆

1.相手自治体等	
名称	東京都目黒区
関係URL	https://www.city.meguro.tokyo.jp/
その他 (特色等があれば記入)	本郷、柏キャンパスと共に本学の主要キャンパスの一角をなす駒場キャンパスが所在する自治体である。
2.締結目的	
東京都目黒区と本学が、これまでに積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、同区の地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与するため、相互に連携・協力することを目的とする。なお、同区には当研究科・学部のほか、共に駒場キャンパスを形成する数理科学研究科、生産技術研究所、先端科学技術研究センターの3部局が所在している。キャンパス所在区としてこれまでに積み重ねてきた各分野での協力・連携関係の継続・強化のみならず、複数部局に跨る新たな学際的な連携の成立を見据え、全学協定を締結する。	
3.協定の内容	
協定名	
関係部局: 総合文化研究科・教養学部、数理科学研究科、生産技術研究所、先端科学技術研究センター 協定名: 国立大学法人東京大学と目黒区との連携・協力に関する基本協定書	
協定概要	
東京都目黒区と本学が、これまでに積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、同区の地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与するため、相互に連携・協力することを目的とする。具体の連携・協力の内容や協定締結後の目黒区の考える連携イメージは以下のとおり。 項目1: 地域の課題対応のための学術研究の推進 ・メタバースを活用してイベント等を開催する。 ・地域の環境課題に関する取組みへの協力や助言等を行う。 項目2: 地域における取組を通じた人材の交流と育成 ・子どもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりや、夏季期間に大学内に涼み処を設置するなどの調整を進める。 項目3: 学術研究の成果の社会実装に関する事項 ・東京都目黒区において本学のゼミ・研究室と共同した実証実験を行う。 ・多様性教育に関して、本学学生および本学教員と東京都目黒区内の小中学生との相互交流を行う。 ・東京都目黒区の小中学校と連携して、子どもが学びやすい環境づくりについて、本学教員による助言や連携を行う。 項目4: 大学と区内教育機関との連携・協力に関する事項 ・関係部局の次世代育成機能を持つ部門(総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構等)との連携により、東京都目黒区の小中学校への出張授業の協力や助言を行う。 ・東京都目黒区内の小中学生向けに、駒場キャンパスツアーの実施や、研究室訪問の受入等を通じた地域の子どもの育成および教員の交流を行う。 項目5: 区民の学びを支援する生涯学習の推進に関する事項 ・総合文化研究科・教養学部駒場博物館の展覧会に併せて、これまでの東京都目黒区民向けキャンパスツアーを拡充する。 ・関係部局の次世代育成やリカレント教育機能を持つ部門(総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構等)との連携により、東京都目黒区民向けの新規講座を開設する。 ・ふるさと納税制度を通じて東京都目黒区、本学双方の魅力向上に繋げる。 項目6: 地震、風水害、その他の大規模災害発生時における連携・協力に関する事項 ・地震、風水害、その他の大規模災害に関する情報交換を行う。 ・大規模災害発生時に必要な連携・協力を行う。 項目7: その他本協定の目的を達成するために必要な事項 ・東京都目黒区の「公民連携プラットフォーム」の枠組みを活用し、公民連携事業への協力・助言を行う。 ・その他、状況変化に柔軟に対応し、適宜協議して連携を推進する。	

4.期待される成果	
・UTokyo Compassに基づき、地域社会との連携強化が本学の基本方針となっているなか、本学と東京都目黒区の連携のチャンネルを作り、本学の教育研究を円滑に進める土台を築くことが期待できる。 ・目黒区基本構想と本学には、共鳴するビジョンがある。連携体制の構築により、大学側では社会実装フィールドの確保、自治体側では地域課題の早期解決や住民幸福量の最大化につながり、新たなまちづくりや新たな大学づくりを通して、共に社会の新しい未来を創っていくことが期待できる。	
5.これまでの経緯(これまでの準備状況等)	
東京都目黒区と本学は、キャンパス所在区として、駒場キャンパスを形成する4部局を中心に、長年、区設置の委員会等委員の担当や、防災訓練、区広報誌への情報提供、また同区各部・課と連携した区民向けイベントの開催等を通じて、側面から様々な支援・連携を実施している。 一例として、総合文化研究科・教養学部駒場博物館と同区生涯学習課において、以下のような区民向け講座開催の連携実績がある。 (例) ・石ころの地球科学 岩石が語る地球と太陽系の歴史開催(H24.8) ・計算折紙 体感する折紙の幾何学開催(H25.8) ・チョウの舞う自然 絶滅危機のチョウを守る開催(H26.8) ・駒場地区キャンパスツアーと駒場博物館案内(H27.3～継続実施) ・一高理科の人々 長岡半太郎から小柴昌俊まで開催(H27.9) ・17世紀フランスの古文書にふれる フロンドの乱における文書合戦開催(H28.12) ・笛吹き土偶を作ろう！開催(R1.5) ・ワークショップ「ウィリアム・ホガースの版画を使って人文学研究の発想や手法を体験する」開催(R5.5) また、本学は、東京都目黒区が令和3年度に新たに制定した基本構想に則り、令和5年度に発足させた「目黒区公民連携プラットフォーム」に参画している。同プラットフォームは、同区と包括連携協定を締結している企業・教育機関を中心に、連携事業の実績がある等の従前の状況を踏まえ、同区を含め、21の企業・団体を会員としてスタートしている。同区は会員に「場」を提供し、それぞれの横の繋がりに区が参加することで、公民連携を実現させる取組みである。同プラットフォームでは、「会員同士が連携して事業・イベントを行う方法」を活用して公民連携を検討する方針を掲げており、東京都目黒区と本学が全学連携協定を締結することで、より幅広い分野での連携を実現できる体制を整えることが期待されている。	
6.締結までのスケジュール(締結希望時期等)	
令和6年7月末～8月上旬の協定締結を希望する。 各部局教授会等附議(6月) 総合文化研究科・教養学部(6/20教授会)、数理科学研究科(6/14教授会)、生産技術研究所(6/19常務委員会)、先端科学技術研究センター(6/12教授総会) 地域連携タスクフォース(7/10)、価値創出分科会附議(7月上旬予定) 役員懇談会附議(7/18予定) 科所長会議附議(7/23予定)	
7.実施担当者	
担当教員:	副研究科長 道上達男
所属:	総合文化研究科・教養学部 研究科長室
E-Mail:	tmichiue@bio.c.u-tokyo.ac.jp
電話番号:	03-5454-6006
8.相手方担当者	
担当者:	企画経営課長 吉田武広
所属:	目黒区企画経営部
E-Mail:	kikaku01@city.meguro.tokyo.jp
電話番号:	03-5722-9372
9.関係する連携計画	
添付資料のとおり	
10.相手自治体等との協定の有無	
☐ 有	協定の種類: _____ 担当部局: _____ 締結年月: _____ (最終更新年: _____ 年)
☐ 有	協定の種類: _____ 担当部局: _____ 締結年月: _____ (最終更新年: _____ 年)
☒ 無	

11.その他特記事項	
12.担当部局 事務担当	
部局名:	総合文化研究科・教養学部
係名:	教養学部等総務課広報・情報企画チーム
Email:	pro-www.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp



目黒区
MEGURO CITY

目黒区×東京大学



学術研究成果の 社会実装

共同実
証実験

多様性
教育

子どもが
学び
やすい
環境づくり

地域の課題対応のための
学術研究の推進



メタ
バース
活用

環境
課題
解決

放課
後の
居場所
づくり

涼み処
設置

地域における取組を通じた
人材の交流と育成

共に創る
新しいまち
新しい大学
新しい未来

大学と区内教育機関との
連携・協力

小中学
校出張
授業

キャン
パス、
研究室
訪問

区民の学びを支援する 生涯学習の推進

区民向
け講座

キャン
パス
ツアー

ふるさと
納税

情報
交換

連携・
協力

大規模災害発生時に
おける連携・協力



2 【連携強化の趣旨】

駒場 4 部局を中心に連携



駒場Ⅰキャンパス



駒場Ⅱキャンパス



①これまでの連携実績（例）

- 石ころの地球科学 岩石が語る地球と太陽系の歴史開催（H24.8）
- 計算折紙 体感する折紙の幾何学開催（H25.8）
- チョウの舞う自然 絶滅危機のチョウを守る開催（H26.8）
- 駒場地区キャンパスツアーと駒場博物館案内（H27.3～継続実施）
- 一高理科の人々 長岡半太郎から小柴昌俊まで開催（H27.9）
- 17世紀フランスの古文書にふれる フロンドの乱における文書合戦開催（H28.12）
- 笛吹き土偶を作ろう！開催（R1.5）
- ワークショップ「ウィリアム・ホガースの版画を使って人文学研究の発想や手法を体験する」開催（R5.5）

②新たな連携体制の必要性

- UTokyo Compassに基づき、地域社会との連携強化が本学の基本方針となっているなか、本学と近隣地域の連携のチャンネルを作り、本学の教育研究を円滑に進める土台を築く。
- 目黒区基本構想と本学には、共鳴するビジョンがある。連携体制の構築により、大学側では社会実装フィールドの確保、自治体側では地域課題の早期解決や住民幸福量の最大化につながり、新たなまちづくりや新たな大学づくりを通して、共に社会の新しい未来を創っていく。

3 【項目1 地域の課題対応のための学術研究の推進】 【項目2 地域における取組を通じた人材の交流と育成】

地域の課題×学術研究

～連携イメージ～

- メタバース活用によるイベント等開催
- 地域の環境課題解決に関する取組み



人材交流と育成

～連携イメージ～

- 子どもの放課後の居場所づくり
- 大学内に涼み処設置

(目黒区 涼み処)



4 【項目3 学術研究の成果の社会実装】

～連携イメージ～

1. 大学のゼミ・研究室と共同した実証実験の実施

2. 多様性教育プロジェクト

例) 留学生を含む本学学生がボランティアとして参画、目黒区内の小中学校を訪問

3. 子どもが学びやすい環境づくり研究プロジェクト

例) 保護者・教員向けに、多様な子どもが学びやすい環境づくりのための対応研修の実施、目黒区内の小中学校の協力による研究データ収集・研究結果のフィードバック



(目黒区 碑文谷公園の実証実験の様子)

5 【項目4 大学と区内教育機関との連携・協力】

～連携イメージ～

1. 小中学校へ出張授業

例) 連携4部局を中心に実施

例) 次世代育成機能を持つ部門との連携

2. 小中学生向けキャンパスツアー・研究室訪問

例) 駒場リサーチキャンパス公開（6月初旬）への参加

例) キャンパス公開やオープンキャンパス等と連動したキャンパスツアー・研究室訪問の企画・実施



（「高校生と大学生のための金曜特別講座」の様子）

6 【項目5 区民の学びを支援する生涯学習の推進】

～連携イメージ～

1. キャンパスツアーの充実

例) 駒場博物館の展覧会に合わせて、コースを変えて、年に複数回開催

2. 区民向けの新規講座の開設

例) 教養教育高度化機構（KOMEX）のリカレント教育機能の活用

3. ふるさと納税

例) 本制度を通じた目黒区、本学双方の魅力向上



(教養学部1号館)

7 【項目6 地震、風水害、その他の大規模災害発生時における連携・協力に関する事項】 【項目7 その他本協定の目的を達成するために必要な事項】

大規模災害発生時

～連携イメージ～

- ・ 情報交換、各種連携・協力

その他、適宜協議して連携を推進

1. 公民連携プラットフォームの枠組みを活用した他協定締結大学を含めた連携事業の実施

2. その他、状況変化に柔軟に対応し、適宜協議して連携を推進

例) 区職員と学生とのワークショップ



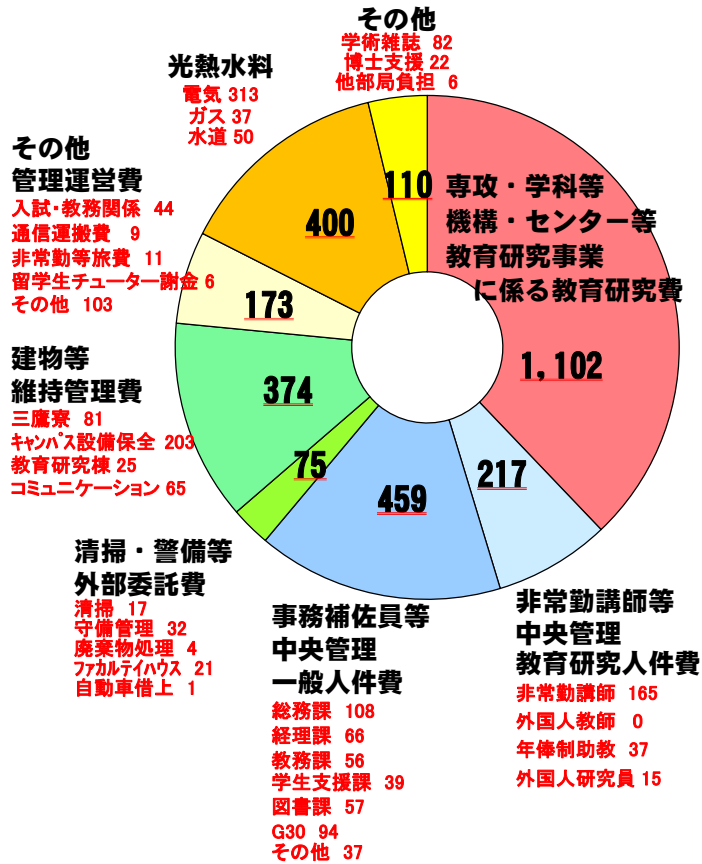
(東京都HP)



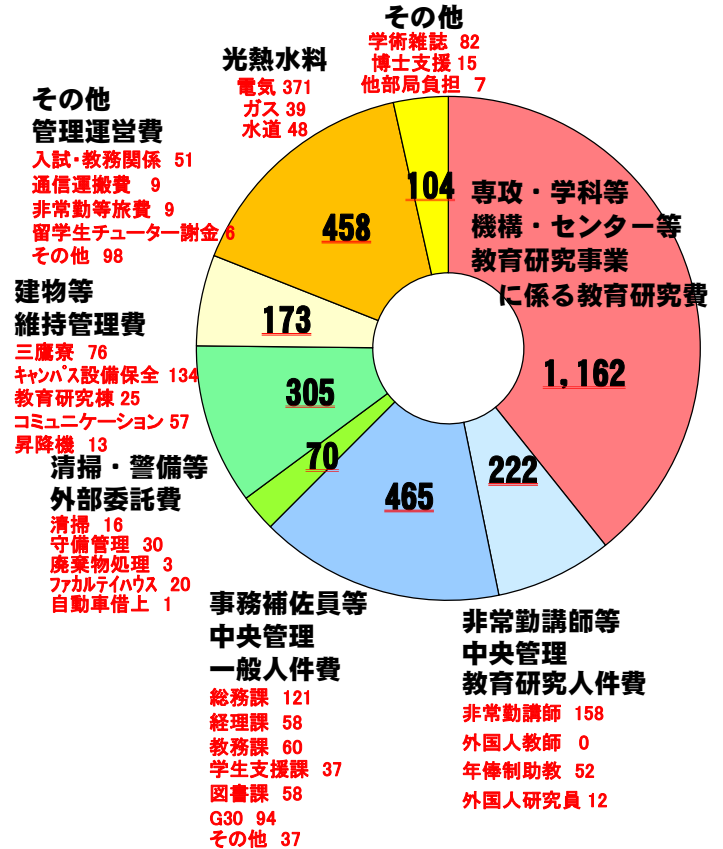
経 B1 号

2024年度 予算案

2023年度決算 2,910百万円



2022年度決算 2,960百万円



対前年度執行予算額の主な差額要因

2022年予算額29億1千万円に対して、2023年度は29億2千万円。1千万円の増。

- ①本部預託金の取り崩し額の減少(▲4千万円)
- ②部局収入見合弾力条項分の増額(5千3百万円)

対前年度の主な支出項目の差額要因

2022年決算額29億6千万円に対して、2023年度は29億1千万円。5千万円の減。

1. 当初予算配分等の減(対前年度6千万円)
学部共通経費分(4千万円)および間接経費の教員配分(2千万円)の減
2. 光熱水料(対前年度5千万円減)
高騰した電力料単価の改善による電力料金の減
3. 建物等維持管理費(対前年度7千万円増)
図書館(Ⅱ期)整備等事業に係るアドバイザー業務(26百万円)・試掘調査(5百万円)、照明器具取替LED(18百万円)、18号館入退室管理設備更新工事(8百万円)、21KOMCEE(West)中央監視DBサーバ交換(4百万円)の増

2024年度 予算配分方針(案)

1. 下記のとおり予算額が決定しました。部局当初予算見直し額108,214千円を含む対前年度111,694千円の予算減や、昨年度から引き続き光熱水料単価が高止まりしていることから、昨年度予算を踏襲しつつも一部の経費についてはさらなる見直しを検討するなど、より一層の見直しを図った予算案を作成します。
2. 2次配分要求事項については、昨年度の執行状況及び担当教員の要求事項を勘案し、予算案を作成します。
3. 新規事項については、担当教員の要求事項を勘案し、予算案を作成します。
4. 当該年度に係る経常的でない経費等については、臨時経費として予算案を作成します。

2024年度当初予算配分

第一次配分	1,881,711 千円
第二次配分	242,343 千円
激変緩和措置	27,054 千円
ミッション実現加速化経費	54,446 千円
特殊要因経費	20,303 千円
PFI事業維持管理経費	17,909 千円
収入見合分	▲ 29,232 千円
合 計	2,214,534 千円

(参考)

2023年度当初予算配分

第一次配分	1,994,944 千円
第二次配分	279,078 千円
ミッション実現加速化経費	54,446 千円
PFI事業維持管理経費	18,200 千円
収入見合分	▲ 20,440 千円
合 計	2,326,228 千円
対前年度差額	111,694 千円 減

2024年度収入支出見込(案)

1) 予算見込額 2,732,704 千円

事項	金額	備考
当初予算	2,214,534 千円	資料2より
教職員人件費本部負担分	40,052 千円	前年度実績
障害者雇用推進経費	34,134 千円	前年度実績
年俸制助教ポスト	47,400 千円	前年度実績
研究代表者等人件費制度	2,669 千円	前年度実績
全学資料購入集中処理システムに係る手数料等の 引上げ(図書館)	▲ 447 千円	前年度実績
TSCP促進費徴収分	▲ 14,358 千円	今年度見込額
部局財源の採用承認	▲ 28,000 千円	前年度実績
旅費システム引上げ	▲ 1,707 千円	前年度実績
事務用電子計算機システム端末	▲ 8,560 千円	前年度実績
教育研究先進化プラットフォームの整備(R5→R6繰 越)	2,312 千円	
外部資金などの間接経費	304,322 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
部局収入見合弾力条項分	115,606 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
他部局負担金	29,447 千円	前年度実績(情報基盤、流動教員予算)
前年度専攻等のマイナス執行額返還金	▲ 4,700 千円	前年度専攻等のマイナス執行および預託返還金

2) 支出見込額 2,678,495 千円

事項	金額	備考
当初予算案	852,810 千円	資料4-1より
二次要求事項等	135,974 千円	
教育研究先進化プラットフォームの整備(R5→R6繰 越2,311千円含む)	80,111 千円	資料5より
非常勤講師等中央管理教育研究人件費	218,000 千円	昨年度実績に基づき算出
中央管理一般人件費	459,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
清掃・警備等外部委託費	76,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
建物等維持管理費	313,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
その他管理運営費	143,600 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出
光熱水料	400,000 千円	昨年度実績を参考に今年度の状況を考慮し算出

3)=1)-2) 収支差額 54,209 千円

4) 2024年度臨時経費 104,209 千円

臨時経費として予算の追加配分(確定事項)

事項	金額	備考
TSCP促進事業	6,000 千円	TSCP事業の部局負担額(R6～5年で返還@600万)
特別高圧受変電設備	7,244 千円	
アドミニストレーション棟空調設備	13,530 千円	
樹木調査	3,000 千円	
フェンス改修費	4,000 千円	
第1グラウンド整備	3,278 千円	
研究支援経費	20,926 千円	前年度実績
間接経費の割り戻し分	0 千円	R5年度～配分なし
図書館(Ⅱ期)整備等事業に係るアドバイザー業務 費用	26,231 千円	前年度実績
一号館移転改修費	20,000 千円	

5) 預託金取り崩し 50,000 千円

6) 最終残額=3)-4)+5) 0 千円

2024年度 予算配分(案)

2024年度配分額

2023年度配分額

対前年度増減額

I. 前期課程委員会経由分	29,194 千円	29,224 千円	△ 30 千円 (資料4-2)
前期課程教育関係費	29,194 千円	29,224 千円	△ 30 千円
英語 I	3,835 千円	3,835 千円	0 千円
英語 II	129 千円	129 千円	0 千円
初年次ゼミナール	1,035 千円	1,065 千円	△ 30 千円 (資料4-3・4-4)
実験・実習費	17,903 千円	17,903 千円	0 千円 (資料4-5)
情報教育費	6,292 千円	6,292 千円	0 千円
PEAK(国際教養コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円
(G30経費で別途措置、外数)		(G30経費で別途措置、外数)	
II. 後期課程委員会経由分	51,470 千円	51,470 千円	0 千円 (資料4-6)
① 後期課程教育関係経費	21,074 千円	21,074 千円	0 千円
教養学科	9,430 千円	9,430 千円	0 千円
統合自然科学科	8,094 千円	8,094 千円	0 千円
学際科学科	3,550 千円	3,550 千円	0 千円
PEAK(国際日本研究コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円
PEAK(国際環境学コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円
(G30経費で別途措置、外数)		(G30経費で別途措置、外数)	
② 学科経費	30,396 千円	30,396 千円	0 千円
教養学科	15,198 千円	15,198 千円	0 千円
統合自然科学科	7,599 千円	7,599 千円	0 千円
学際科学科	7,599 千円	7,599 千円	0 千円
PEAK(国際日本研究コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円
PEAK(国際環境学コース)	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円
(G30経費で別途措置、外数)		(G30経費で別途措置、外数)	
III. 大学院専攻経由分	237,091 千円	241,614 千円	△ 4,523 千円 (資料4-7)
① 属人研究費	207,852 千円	211,988 千円	△ 4,136 千円
【客員講座分除く】			
文系	90,265 千円	91,131 千円	△ 866 千円
理系	99,418 千円	101,811 千円	△ 2,393 千円
専攻所属外	18,169 千円	19,046 千円	△ 877 千円
② 属人教育費	16,254 千円	16,641 千円	△ 387 千円
③ 専攻・系運営費	24,265 千円	24,265 千円	0 千円
言語情報科学専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円
超域文化科学専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円
地域文化研究専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円
国際社会科学専攻	3,165 千円	3,165 千円	0 千円
広域・生命環境科学系	3,165 千円	3,165 千円	0 千円
広域・相関基礎科学系	3,165 千円	3,165 千円	0 千円
広域・広域システム科学系	3,165 千円	3,165 千円	0 千円
人間の安全保障プログラム(国際研究先端大講座)	1,055 千円	1,055 千円	0 千円
多文化共生・統合人間学プログラム	1,055 千円	1,055 千円	0 千円
国際人材養成プログラム	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円
国際環境学プログラム	(-) 千円	(-) 千円	(-) 千円
(G30経費で別途措置、外数)		(G30経費で別途措置、外数)	
④ 総合文化図書館負担金			
専攻(@2,256)×5専攻	△ 11,280 千円	△ 11,280 千円	0 千円

	2024年度配分額	2023年度配分額	対前年度増減額	
IV. 学部共通経費	535,055 千円	571,751 千円	△ 36,696 千円	(資料4-8)
① 附属施設等	30,740 千円	30,740 千円	0 千円	
図書館経費	15,766 千円	15,766 千円	0 千円	
グローバル地域研究機構	4,880 千円	4,880 千円	0 千円	
東アジア・アフリカ・ラテンアメリカ・オセアニア・太平洋研究センター	3,038 千円	3,038 千円	0 千円	
グローバルコミュニケーション研究センター	7,056 千円	7,056 千円	0 千円	
② 関連施設等	25,206 千円	25,267 千円	△ 61 千円	
進学情報センター	808 千円	808 千円	0 千円	
国際交流センター	6,164 千円	6,164 千円	0 千円	
グローバルイノベーションオフィス	5,958 千円	5,958 千円	0 千円	
共通技術室	1,106 千円	1,106 千円	0 千円	
教育研究データ分析室	11,170 千円	11,231 千円	△ 61 千円	
③ 事項指定経費	220,469 千円	236,375 千円	△ 15,906 千円	
駒場学生相談所事業費(2005～)	17,112 千円	17,112 千円	0 千円	
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化(2008～)	16,834 千円	16,834 千円	0 千円	
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化(2012～)	1,807 千円	1,807 千円	0 千円	
ソノマ・ヴェスヴィアーナ古代ローマ遺跡発掘調査研究経費	37,116 千円	53,022 千円	△ 15,906 千円	
グローバル30経費	35,000 千円	35,000 千円	0 千円	
教養教育国際化事業経費	103,300 千円	103,300 千円	0 千円	
芸術創造連携研究機構	5,500 千円	5,500 千円	0 千円	
D&I部門	300 千円	300 千円	0 千円	
多文化共生・統合人間学プログラム	3,500 千円	3,500 千円	0 千円	
④ その他事項別経費	77,307 千円	80,101 千円	△ 2,794 千円	
外国人教師等経費	3,152 千円	3,152 千円	0 千円	
客員講座分	8,517 千円	8,517 千円	0 千円	
図書館維持費	3,658 千円	3,658 千円	0 千円	
図書館設備費(特別図書費)	854 千円	854 千円	0 千円	
図書館設備費(学生用図書費)	4,896 千円	4,896 千円	0 千円	
研究基盤支援促進経費	1,299 千円	1,299 千円	0 千円	
研究支援推進員	512 千円	512 千円	0 千円	
研究機関研究員	2,632 千円	2,632 千円	0 千円	
低温委員会	5,264 千円	5,264 千円	0 千円	
情報教育棟	3,008 千円	3,008 千円	0 千円	
学生会館及びキャンパスプラザ	0 千円	2,387 千円	△ 2,387 千円	※2024～中央管理経費で計上
TA経費及びRA経費	39,515 千円	39,922 千円	△ 407 千円	
URA経費	4,000 千円	4,000 千円	0 千円	
⑤ その他経費	181,333 千円	199,268 千円	△ 17,935 千円	
駒場アカデミック・ライティング・センター	770 千円	0 千円	770 千円	
情報教育棟	7,025 千円	7,451 千円	△ 426 千円	
学部報室	0 千円	1,887 千円	△ 1,887 千円	※2024～中央管理経費で計上
10号館視聴覚(LL)教室	12,590 千円	12,590 千円	0 千円	
工作技術室	2,184 千円	2,184 千円	0 千円	
RI施設	2,695 千円	2,695 千円	0 千円	
文化施設運営委員会	12,377 千円	12,377 千円	0 千円	
初年次活動センター	0 千円	752 千円	△ 752 千円	※2024～中央管理経費で計上
研究室・建物維持運営経費	1,596 千円	15,162 千円	△ 13,566 千円	※2024～一部中央管理経費
18号館ホール維持管理費	3,235 千円	3,235 千円	0 千円	
文系機材保守費	300 千円	300 千円	0 千円	
14号館維持運営経費	98 千円	98 千円	0 千円	
広報室経費	0 千円	1,921 千円	△ 1,921 千円	※2024～中央管理経費で計上
教育支援経費	10,000 千円	10,000 千円	0 千円	
コロナ対策費	0 千円	153 千円	△ 153 千円	※昨年度までの経費
学部長裁量経費	29,400 千円	29,400 千円	0 千円	
大学院生・留学生経費	99,063 千円	99,063 千円	0 千円	
情報学環共通経費	- 千円	- 千円	- 千円	
合計額	852,810 千円	894,059 千円	△ 41,249 千円	

資料4-2

2024年度 前期課程教育関係経費予算配分(案)

配分額

29,194 千円

100%

(単位:千円)

区 分	部 会 名 等	事 項 名	今 年 度 配 分 額	前 年 度 配 分 額	対前年度 増 ▲減	備 考
英語Ⅰ	英語部会	教材購入費等	3,835	3,835	0	前年度同額
英語Ⅱ	〃	情報機器等購入費	129	129	0	前年度同額
初年次 ゼミナール	文科	プリント作成、印刷、テキスト購入費等	780	810	△ 30	2024年度 @15千円×52名
	〃	TA	※(－)	※(－)	※(－)	※別途措置、外数
	理科	プリント作成、印刷、テキスト購入費等	255	255	0	2024年度 @15千円×17名
	〃	TA	※(－)	※(－)	※(－)	※別途措置、外数
実験・実習費	基礎実験実習	実験・実習費(物理)	4,126	4,126	0	※化学・・・「4,610 + 723 = 5,333」 ※生物・・・「2,565 + 440(生物部会) = 3,005」 ※身体運動・・・「135 + 2,956 + 138 = 3,229」 ※「基礎実験」に配分
	〃	実験・実習費(化学)	4,610	4,610	0	
	〃	スクラバー保守(化学)	723	723	0	
	〃	実験・実習費(生物)	2,565	2,565	0	
	〃	実験・実習費(身体運動)	135	135	0	
	〃	アドバンスト理科研究	100	100	0	
	〃	液体窒素運搬用品	362	362	0	
	情報・図形部会	情報図形実習	1,245	1,245	0	
	宇宙地球部会		503	503	0	
	スポーツ身体運動部会	身体運動実習	2,956	2,956	0	
	〃	スポーツ・トレーニング	138	138	0	
	生物部会		440	440	0	
	小 計		17,903	17,903	0	
情報教育費	情報教育棟	情報教育費	6,292	6,292	0	前年度同額
PEAK	PEAK前期実施部会	国際教養コース	※(－)	※(－)	※(－)	※グローバル30経費で別途措置、外数
合 計			29,194	29,224	△ 30	

2024年度 基礎演習費の配分（前期課程）

予算単価：15千円

単位：千円

経 理 分 類	教 室 名	担当教官名	金 額	備 考	経 理 分 類	教 室 名	担当教官名	金 額	備 考						
超域文化・文化人類	文化人類	箭内 匡	30		国文学・漢文学	国文学・漢文学	田村 隆	90							
		浜田 明範	15				田口 一郎	15							
		留学生相談室	徳盛 誠				15	青山 英正		15					
	(法・政治学)	平松 彩子	15				永井 久美子	15							
			鹿毛 利枝子				15	高山 大毅		15					
			木宮 正史				15	矢田 勉		15					
		(経済・統計)	樋渡 雅人				15	哲学		哲学・科学史	山本 芳久	15			
	高見 典和					15	星野 太					15			
	鍾 非					15	石原 孝二		15						
	河合 玲一郎		15			國分 功一郎	15								
岡地 迪尚	15		岡本 拓司			15									
新谷 里美	15		三村 太郎			15									
(社会・社会思想史)	森 政稔		15			心理学	心理・教育学		四本 裕子			30			
			阿部 崇史					15		石垣 琢磨	15				
		市野川 容孝	15		人文地理学			人文地理学		鎌倉 夏来	30				
	和田 毅	15	小田 隆史								15				
(国際関係)	鶴見 太郎	15	外国語								英語	大関 洋平	75		
		阪本 拓人											15	ドイツ語	15
		吉本 郁											15	スペイン語	15
高度化機構	(高度化機構)※	細川 瑠璃				45	先進融合		中国語				王 欽	15	
						45								3 コマ	上 英明
					豊田 唯	15									
歴史学	歴史学	山口 輝臣			120	先進融合		先進融合		三輪 健太朗				15	
			田中 創	15	15										
			井坂 理穂	15											
			大塚 修	15											
			渡辺 美季	15											
			黛 秋津	15											
			桜井 英治	15											
			岡田 泰平	15											
合 計								780							

※非常勤講師は対象外

資料4-4

2024年度 基礎演習費の配分（前期課程）

予算単価：15千円

単位：千円

経理分類	教室名	担当教官名	金額	備考	経理分類	教室名	担当教官名	金額	備考
物理			60						
	大泉 匡史		15						
	石原 秀至		15						
	酒井 邦嘉		15						
	池上 高志		15						
生物			45						
	坪井 貴司		15						
	土畑 重人		15						
	晝間 敬		15						
情報・図形部会	植田 一博		15						
化学			60						
	若杉 桂輔		15						
	岩井 智弘		15						
	横川 大輔		15						
	吉本 敬太郎		15						
スポーツ・身体運動			30						
	工藤 和俊		15						
	高橋 祐美子		15						
宇宙・地球部会	諏訪 雄大		15						
EX部門			30						
	松本 悠		15						
	宮島 謙		15						
			- 80 -		合 計				255

資料4－5

2024年度 実験・実習費配分内訳

予算額 17,903千円（前年度予算同額）

単位:千円

経 理 分 類	配 分 区 分					配分額合計	備 考
	基礎実験系	総合科目系	身体運動 実習費	スポーツトレーニング			
物理学・物理学	4,126					4,126	
化学・化学	5,333					5,333	実験・実習費(4,610)、スクラパー保守(723)
生物学・生物学	2,565				440	3,005	
アドバンスト理科研究	100					100	
情報図形科学・情報図形科学		1,245				1,245	
宇宙地球科学・宇宙地球科学		503				503	
身体運動科学・身体運動科学	135		2,956	138		3,229	
基礎実験・基礎実験	362					362	
合 計	12,621	1,748	2,956	138	440	17,903	

2024年度 後期課程運営経費予算配分(案)

配分額 51,470 千円

配分額 (単位:千円)

	教育関係経費	学科経費	合 計	
教養学科 (旧文系3学科)	9,430	15,198	24,628	
理系2学科 (旧理系3学科)	11,644	15,198	26,842	
理系2学科配分内訳				
統合自然科学科	(8,094)	(7,599)	(15,693)	
学際科学科	(3,550)	(7,599)	(11,149)	
共通英語	※(1, 200)	0	※(1, 200)	※二次配分予算で別途措置 外数
国際日本研究コース	(0)	※(-)	※(-)	※G30経費で別途措置 外数
国際環境学コース	(0)	※(-)	※(-)	※G30経費で別途措置 外数
小計	21,074	30,396	51,470	

※理系2学科の教育関係経費については、進学振分け上限定員(統合自然科学科57名、学際科学科25名)による按分とし、学科経費については折半とする。(端数については、定員の多い統合自然科学科とする。)

※算出根拠 (単位:千円)

教育関係経費	今年度単価 (前年度同額)	今年度配分額(進学定員 文系115, 理系82)	前年度配分額(進学定員 文系115, 理系82)	対前年度 増▲減
教養学科 (旧文系3学科)	82	9,430	9,430	0
理系2学科 (旧理系3学科)	142	11,644	11,644	0
合 計		21,074	21,074	0

学科経費	今年度配分額 (前年度同額)	前年度配分額	対前年度 増▲減
教養学科 (旧文系3学科)	15,198	15,198	0
理系2学科 (旧理系3学科)	15,198	15,198	0
合 計	30,396	30,396	0

2024年度 属人研究費等専攻等別積算内訳(総表)(案)

区 分	2023年5月1日現在				区 別		属 人 研 究 費						属人教育費	専攻・系	総合文化 図書館 負担金 @2,256	合 計
							教授	准教授・講師	助教・助手	小計	効率化係数 ×0%減	小計	@43千円	運営費		
	教授	准教授 ・講師	助教 ・助手	計	理系	文系	文系@625 理系@940	文系@384 理系@571	文系@200 理系@294				積算額	専攻・系@3,165 その他@1,055		
	人	人	人	人			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
言語情報科学専攻	24	16	2	42		○	15,000	6,144	400	21,544	0	21,544	1,806	3,165	△ 2,256	24,259
超域文化科学専攻	31	19	2	52		○	19,375	7,296	400	27,071	0	27,071	2,236	3,165	△ 2,256	30,216
地域文化研究専攻	28	14	0	42		○	17,500	5,376	0	22,876	0	22,876	1,806	3,165	△ 2,256	25,591
国際社会科学専攻	22	11	4	37		○	13,750	4,224	800	18,774	0	18,774	1,591	3,165	△ 2,256	21,274
広域・生命環境科学系	19	14	26	59	○		17,860	7,994	7,644	33,498	0	33,498	2,537	3,165	△ 792	38,408
広域・相関基礎科学系	21	23	23	67	○		19,740	13,133	6,762	39,635	0	39,635	2,881	3,165	△ 900	44,781
広域・広域システム科学系	16	13	13	42	○		15,040	7,423	3,822	26,285	0	26,285	1,806	3,165	△ 564	30,692
人間の安全保障プログラム (国際研究先端大講座)	0	0	0	0	○		0	0	0	0	0	0	0	1,055	0	1,055
多文化共生・ 統合人間学プログラム	0	0	0	0		○	0	0	0	0	0	0	0	1,055	0	1,055
国際人材養成プログラム ※G30経費で別途運営費措置、外取	0	0	0	0		○	0	0	0	0	0	0	0	※(-)	0	※(-)
国際環境学プログラム ※G30経費で別途運営費措置、外取	0	0	0	0		○	0	0	0	0	0	0	0	※(-)	0	※(-)
以下専攻所属外																
グローバル地域研究機構	3	2	1	6		○	1,875	768	200	2,843	0	2,843	258	0	0	3,101
教養教育高度化機構	1	5	0	6		○	625	1,920	0	2,545	0	2,545	258	0	0	2,803
国際環境学教育機構	5	1	0	6	○		4,700	571	0	5,271	0	5,271	258	0	0	5,529
進化認知科学研究センター	0	2	1	3	○		0	1,142	294	1,436	0	1,436	129	0	0	1,565
グローバルコミュニケーション 研究センター	1	5	1	7		○	625	1,920	200	2,745	0	2,745	301	0	0	3,046
国際交流センター	0	3	1	4		○	0	1,152	200	1,352	0	1,352	172	0	0	1,524
学生相談所	1	0	1	2		○	625	0	200	825	0	825	86	0	0	911
進学情報センター	0	2	0	2		○	0	768	0	768	0	768	86	0	0	854
国際日本研究教育機構	0	1	0	1		○	0	384	0	384	0	384	43	0	0	427
2024年度計	172	131	75	378			126,715	59,821	21,910	207,852	0	207,852	16,254	24,265	△ 11,280	237,091

参考																
2023年度計	174	135	78	387			127,965	59,821	21,910	211,988	0	211,988	16,641	24,265	△ 11,280	241,614
増減	△ 2	△ 4	△ 3	△ 9			△ 1,250	0	0	△ 4,136	0	△ 4,136	△ 387	0	0	△ 4,523

2024年度学部共通経費予算配分(案)

配分額

535,055

千円

(単位:千円)

部 会 名 等	2024年度 配分額	2023年度 配分額	対前年度 増▲減	備 考
① 附属施設等	30,740	30,740	0	※東京大学総合文化研究科・教養学部の附属施設等を定める規則による
図書館	15,766	15,766	0	図書館経費 前年度同額 3,782千円
				総合文化図書館分担金(専攻等から徴収) 前年度同額 11,054千円
				夜間開館閲覧業務の対応(人件費) 前年度同額 930千円
グローバル地域研究機構 (旧 アフリカ太平洋地域研究センター含む) (旧 ドイツ・ヨーロッパ研究センター含む)	3,900	3,900	0	前年度旧アメン分 前年度同額
	980	980	0	ドイツ・ヨーロッパ研究センター(2010～) 前年度同額
東アジアリベラルアーツイニシアティブ	3,038	3,038	0	2012～2014まで総長裁量経費 2015年度以降3,100千円を配分 前年度同額
国際環境学教育機構	※-	※-	※-	※グローバル30経費の一部で別途措置
国際日本研究教育機構	※-	※-	※-	※グローバル30経費の一部で別途措置
グローバルコミュニケーション研究センター 【ALESAProgram】	7,056	7,056	0	2020年度より教員の所属が大総センターへ 移管するため、事業費を配分 前年度同額
② 関連施設等	25,206	25,267	▲ 61	※東京大学総合文化研究科・教養学部の附属施設等を定める規則による
進学情報センター	808	808	0	運営費を配分 前年度同額
国際交流センター	6,164	6,164	0	KOMSTEP 前年度同額 3,920千円
				留学生相談室 前年度同額 872千円
	5,958	5,958	0	国際研究協力室事務補佐員人件費 前年度同額 1,372千円
共通技術室	1,106	1,106	0	グローバルセッションオフィス (※2020年度まではグローバル30経費の一部で別途6,080千円を措置) 前年度同額 5,958千円
教育研究データ分析室 (旧 教養教育評価経費)	11,170	11,231	▲ 61	運営費を配分 前年度同額
				特任講師人件費 550千円*12月 前年度同額 6,600千円
				職域限定職員人件費 前年度同額 2,520千円
				学生による授業アンケート(夏) 前年度同額 1,000千円
				学生による授業アンケート(冬) 前年度同額 900千円
				事務用品費 前年度同額 100千円
				出口調査のポスター作成費 前年度同額 50千円

部 会 名 等	2024年度 配分額	2023年度 配分額	対前年度 増▲減	備 考
③ 事項指定経費	220,469	236,375	▲ 15,906	※法人化以後の事項指定予算
教育研究事業経費			0	
駒場学生相談所事業費(H17)	17,112	17,112	0	学生相談所 前年度同額
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化(H20)	16,834	16,834	0	図書館経費 前年度同額
学習基盤整備のための全学学生用図書費の恒常化(H24)	1,807	1,807	0	図書館経費 前年度同額
ソシマ・ウェスヴィアーナ古代ローマ遺跡発掘調査研究経費	37,116	53,022	▲ 15,906	グローバル地域研究機構 地中海地域研究部門(R5年度53,022千円) 前年度から30%削減
グローバル30経費	35,000	35,000	0	2021年度より外国人特任教員の人件費を中央管理教育研究人件費から支出するためPEAK/GPEAKに運営費を配分 前年度同額
教養教育国際化事業経費	103,300	103,300	0	前年度同額
芸術創造連携研究機構	5,500	5,500	0	特任助教1名5,000千円(条件付き)、諸経費500千円 前年度同額
D&I部門	300	300	0	前年度同額
多文化共生・統合人間学プログラム(2020～)	3,500	3,500	0	2024年度までの時限付き配分(事務職員人件費1名3,500千円) 前年度同額
④ その他事項別経費	77,307	80,101	▲ 2,794	※法人化以前の事項指定予算
外国人教師等経費	3,152	3,152	0	旧 配分事項経費／外国語部会 前年度同額
客員講座分	8,517	8,517	0	旧 配分事項経費／各専攻・系 前年度同額
図書館経費(図書館維持費)	3,658	3,658	0	旧 配分事項経費(パートタイム職員経費)／図書館 前年度同額
図書館設備費(特別図書費)	854	854	0	旧 配分事項経費／図書館 前年度同額
図書館設備費(学生用図書費)	4,896	4,896	0	旧 配分事項経費／駒場図書館 前年度同額
研究基盤支援促進経費	1,299	1,299	0	旧 配分事項経費(アイトープ施設定期検査経費)／RI施設 前年度同額
研究支援推進員	512	512	0	旧 配分事項経費(研究支援推進経費)／アフリカ太平洋地域研究センター 前年度同額
研究機関研究員	2,632	2,632	0	旧 配分事項経費(非常勤研究員経費)／アフリカ太平洋地域研究センター 前年度同額
低温委員会	5,264	5,264	0	旧 特殊装置維持費(2002)を低温センター運営費として 前年度同額
情報教育棟	3,008	3,008	0	旧 特殊装置維持費(2002)を情報教育棟運営費として 前年度同額
学生会館及びキャンパスプラザ	0	2,387	▲ 2,387	2024年度より、中央管理経費(その他管理運営費)で前年度同額を計上
TA経費	34,245	34,652	▲ 407	旧 配分事項経費／TA委員会 対前年度407千円減
RA経費	5,270	5,270	0	旧 配分事項経費／各専攻・系 前年度同額
URA経費	4,000	4,000	0	前年度同額
⑤ その他経費	181,333	199,268	▲ 17,935	
駒場アカデミック・ライティング・センター	770	0	770	今年度より配分
情報教育棟	7,025	7,451	▲ 426	前年度同額 3,459千円 開館業務(警備委託) 対前年度426千円減 3,566千円
学部報室	0	1,887	▲ 1,887	2024年度より、中央管理経費(その他管理運営費)で前年度同額を計上

部 会 名 等	2024年度 配分額	2023年度 配分額	対前年度 増▲減	備 考
10号館視聴覚(LL)教室	12,590	12,590	0	前年度同額
工作技術室	2,184	2,184	0	前年度同額
RI施設	2,695	2,695	0	作業環境測定法に基づく測定業務の 1/3は別途中央経費にて負担 前年度同額
文化施設運営委員会	6,497	6,497	0	美術博物館
				運営費相当 前年度同額 980千円
				人件費250千円*12月 前年度同額 2,940千円
				展覧会費 前年度同額 980千円
				資料整理費 前年度同額 980千円
				絵画収蔵庫空調設備点検整備 前年度同額 617千円
	3,724	3,724	0	自然科学博物館
				運営費相当 前年度同額 1,764千円
				展覧会費 前年度同額 980千円
				資料整理費 前年度同額 980千円
	1,176	1,176	0	オルガン委員会
				演奏会 前年度同額 686千円
				ポスター 前年度同額 343千円
				調律・保守 前年度同額 147千円
	980	980	0	ピアノ委員会
				演奏会 前年度同額 245千円
				ポスター 前年度同額 343千円
				調律・保守 前年度同額 392千円
初年次活動センター	0	752	▲ 752	2024年度より、中央管理経費(その他管理運営費)で前年度同額を計上 前年度同額
研究室・建物維持運営経費	1,596	15,162	▲ 13,566	エレベーター保守料は、中央管理経費(建物維持管理費)で計上
				研究棟管理運営委員会 前年度同額 1,596千円
18号館ホール維持管理費	3,235	3,235	0	機器年間保守費 前年度同額 1,237千円
				ホール保守点検費 前年度同額 1,664千円
				電動昇降ステージ保守 前年度同額 334千円
文系機材保守費	300	300	0	
14号館維持運営経費	98	98	0	前年度同額
広報室経費	0	1,921	▲ 1,921	2024年度より、中央管理経費(その他管理運営費)で前年度同額を計上 前年度同額
教育支援経費	10,000	10,000	0	前年度同額
コロナ対策費	0	153	▲ 153	昨年度までの経費
学部長裁量経費	29,400	29,400	0	前年度同額
大学院・留学生経費	99,063	99,063	0	前年度同額
情報学環共通経費	※-	※-	※-	※情報学環より別途措置
合 計	535,055	571,751	▲ 36,696	

2024年度 第二次予算配分等(案)

二次配分額	当初予算額	
2024年度配分額	221,201 千円	} 当初予算に組入 83,015千円 二次要求事項に配分 135,974千円
財源捻出(10%)	▲ 22,120 千円	
ヒアリング評価に基づく再配分	19,908 千円	
教育研究先進化プラットフォームの整備	23,354 千円	
	242,343 千円	

二次要求事項	2024配分額	2023配分額	対前年度増減
・学部教育の総合的改革の推進、維持 (ALESS,ALESA予算)	113,066 千円	113,098	▲ 32
・教養教育の充実のための包括的基盤整備	20,000 千円	20,000	0
・基礎研究に立脚した新分野創成のための教育基盤整備	2,908 千円	3,645	▲ 737
計	135,974 千円	136,743	▲ 769

教育研究先進化プラットフォームの整備	2024配分額
・高大連携による 遠隔教育の強化とリカレント教育の推進	12,960 千円
・アドバンスト理科・研究入門	12,000 千円
・駒場ライティング・センター (CAWK) の設立	22,900 千円
・駒場キャンパスSafer Space	7,840 千円
・アドバンスト文科	11,400 千円
・アドバンスト文理	2,000 千円
・進化認知科学研究センター	3,000 千円
・GSI	2,000 千円
・管理費	3,700 千円
計	77,800 千円

※ミッション実現加速化経費(教育研究組織改革分)54,446千円と併せて配分
※令和5年度の繰越は2,311千円

<参考>	
全学事業	
・TLP関係(語学力アセスメント関係含む)	17,222 千円
・スーパーグローバル大学	※ 千円
※額未確定	

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日: 2024/3/8

担当部局名: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)				
名称	日本語	トレント大学社会学部		
	英語	The Department of Sociology and Social Research, the University of Trento		
	当該国語 ※任意			
地域/国名	ヨーロッパ	イタリア		
設立年	1962年	年設立		
設置形態	国立			
URL	https://www.unitn.it/en			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部:11、附属センター:4 学生数:約16,500人 教員・研究者数:約1,600人 社会学部の学生数:約1,878人、教員数:約65人			
相手国内における大学(機関)としての評価	イタリア国内では比較的新しい学術機関であるが、予算総額は同国の小～中規模の大学ではトップクラスである。研究競争や国際性(留学生数)が国内外から高く評価されている。			
その他 (特色等があれば記入)	イタリア北東部の中規模都市トレントにあり、1962年に地元で設置された社会科学インスティテュートから始まり、10年後に公立大学になった後、1982年には特別自治権を有する国立大学となった。			
2.協定の内容				
今回締結を希望する協定等の種類、名称等				
協定の種類:	部局覚書			
協定名(英語):	ADDENDUM TO THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND SOCIAL RESEARCH OF THE UNIVERSITY OF TRENTO AND THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES/THE COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES OF THE UNIVERSITY OF TOKYO			
協定名 (英語以外):				
関係部局名:				
同時締結を希望する覚書の種類、名称等				
覚書の種類:	▼リストから選択			
覚書名(英語):				
覚書名 (英語以外):				
関係部局名:				
交流分野				
社会学				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	☐	講義、講演、シンポジウムの実施		
教員・研究者交流	☐	学術情報及び資料の交換		
職員交流		その他		→()
単位互換	☐			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
共同研究				
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収	☐	→人数(年): 3人(6人/学期[学部生/大学院生])		

3.締結目的および期待される成果	
科学技術コミュニケーション、科学技術社会論ほか、科学技術論全般における、研究会等の開催、学生指導の委託・受託の実施が期待できる。イタリアは科学技術史研究の重要なフィールドであり、トレント大学社会学部はヨーロッパにおける科学技術コミュニケーション研究の中心地でもあるため、有益な交流を望むことができる。	
4.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)	
トレント大学と大学院総合文化研究科間では、2018年12月に締結された学術交流協定および交流覚書に基づいて統合生物学、物理、化学、生命学の領域での学術交流・学生交流が行われてきたが、トレント大学より、協定の更新を機に研究交流、学生交流の分野を広げたいとの申し出があった。大学院総合文化研究科の岡本拓司教授は、トレント大学社会学部のMassimiano Bucchi 教授と以前から共同研究を行っており、2022年10月にBucchi教授が来日した際は、科学コミュニケーションや科学技術研究の分野における学術協力について岡本教授と議論した。このような経緯もあり、2023年6月にトレント大学インターナショナルオフィスの Grazia Callovini氏が来日した際協議し、トレント大学社会学部との交流を制度化して研究・学生交流を実施することに合意した。	
5.締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
2024年6月 国際交流・留学生委員会附議(予定) 2024年6月 総務委員会、教授会附議(予定)	
6.実施責任体制	
責 任 者 真船 文隆 (総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 岡本 拓司 (総合文化研究科教授)	
7.相手側の対応組織	
責 任 者 Prof. Giuseppe Sciortino(トレント大学社会学部長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: Prof. Massimiano Bucchi(トレント大学社会学部教授)	
8.資金計画	
相互に確保のための努力をする。 学生の派遣については、東京大学海外派奨学事業短期留学等奨学金を利用することを考えている。 研究交流については科研費等を利用する。	
9.同一校(機関)との交流の有無	
☒ 有	協定の種類: 部局協定 担当部局: 総合文化研究科 締結年月: 2018年12月 (最終更新年: 年) 協定の種類: 部局覚書 担当部局: 総合文化研究科 締結年月: 2018年12月 (最終更新年: 年) 協定の種類: 部局協定・覚書 担当部局: 情報理工学系研究科 締結年月: 2022年7月
☐ 無	
10.その他特記事項	
本覚書は、2024年3月1日付けで更新するトレント大学との部局協定を傘協定とし、傘協定の有効期限とあわせて、2029年2月28日を期限として締結することとする。	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田 佐由子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp



**ADDENDUM TO
THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
BETWEEN
THE DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND SOCIAL RESEARCH
OF THE UNIVERSITY OF TRENTO
AND
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES/
THE COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES OF THE UNIVERSITY OF TOKYO**

Pursuant to Article 2 of the Memorandum of Understanding (hereinafter referred to as the "MoU") concluded between the University of Trento (Italy) and the Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences of the University of Tokyo (Japan) (hereinafter referred to as the "parties"), and dated 1 March 2024, hereby agree to cooperate as follows.

**ARTICLE 1
Areas of discipline**

The parties intend to implement activities in the following areas of discipline: Communication of science and technology studies, sociology of science, public understanding of science.

**ARTICLE 2
Academic Staff exchange**

- 2.1 Academic staff exchange aims to promote study, research and teaching experiences.
- 2.2 Academic staff may stay at the host university for a maximum period of one year.
- 2.3 The number of the academic staff exchanged between the parties may not exceed three per academic year.

**ARTICLE 3
Student exchange**

- 3.1 The parties will exchange postgraduate, graduate and undergraduate students.
- 3.2 Students may participate in this exchange program for a minimum period of one semester and a maximum period of two semesters. The number of students exchanged between the parties may not exceed six student semester places per academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study.
- 3.3 Students under the terms of this Addendum shall be selected initially by the home university on the basis of academic merit and suitability for study at the host university. The host university reserves the right to make the final judgement on the admission of students recommended by the home university.
- 3.4 At the end of the exchange period, the host university shall submit a report of the participating student's academic progress to the home university. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.



ARTICLE 4 **Designated Liaison**

In accordance with Article 4 of the MoU, each party designates the following supervisors to serve as its liaison to coordinate and facilitate activities, follow up the results of the cooperation and address any concerns that may arise relating to the terms and conditions of the Addendum.

UNIVERSITY OF TRENTO: Prof. Massimiano Bucchi
Department of Sociology and Social Research
University of Trento
Via Verdi, 26 - 38122 Trento
massimiano.bucchi@unitn.it

THE UNIVERSITY OF TOKYO: Prof. Takuji Okamoto
Department of History and Philosophy of Science, Graduate School of Arts
and Sciences, the University of Tokyo, 3-8-1 Komaba, Meguro-ku,
Tokyo 153-8902, Japan
okamototakuji@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

ARTICLE 5 **Financial aspects**

5.1 Academic staff will continue to receive a salary from their home university during their exchange period at the host university. The home university will be responsible for the costs of lodging; travel and medical insurance.

5.2 Students participating in this exchange program shall be exempt from charges for tuition, application or administrative purposes under this Addendum.

5.3 Personal expenses including travel expenses, housing fees, medical insurance coverage, living expenses, educational materials costs and other education-related costs shall be the responsibility of the individual students participating in this exchange program, and neither party shall be held liable for such charges.

5.4 If specific financial means are available and granted, each home university may support its own students with scholarships or reimbursements to cover travel expenses, medical insurance, housing and other living expenses at the host university.

ARTICLE 6 **Housing**

Each party shall endeavor to assist academic staff and students in finding housing.

ARTICLE 7 **Validity**

This Addendum becomes effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto and is valid until 28 February 2029 (hereinafter referred to as the "term"). It is subject to revisions by mutual written consent, and the term may be extended upon agreement by the parties. Either party may



UNIVERSITÀ
DI TRENTO



東京大学 大学院総合文化研究科・教養学部
The University of Tokyo, Komaba
Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences

terminate the Addendum during its term by giving six months advance written notice to the other party. The termination of this Addendum shall not affect the implementation of the collaborative activities established under it prior to such termination. Under no circumstances will the term of this Addendum exceed the term of the MoU

ARTICLE 8

Language of the Addendum

This Addendum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original. In the case of any inconsistency between the provisions of this Addendum and the MoU, the provisions of the MoU shall take precedence.

The parties hereby establish this Addendum by duly signing it as of the respective dates below.

Trento, ...

Tokyo, ...

Prof. Giuseppe Sciortino
Director of the Department of Sociology
and Social Research
University of Trento

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean of the Graduate School of Arts and
Sciences/
College of Arts and Sciences
The University of Tokyo

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日：2024/3/8

担当部局名：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	トレント大学国際学部	
	英語	School of International Studies, the University of Trento	
	当該国語 ※任意		
地域／国名	ヨーロッパ	イタリア	
設立年	1962年	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.unitn.it/en		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部：11、附属センター：4 学生数：約16,500人 教員・研究者数：約1,600人 国際学部の学生数：約241人、約教員数：30人		
相手国内における大学(機関)としての評価	イタリア国内では比較的新しい学術機関であるが、予算総額は同国の小～中規模の大学ではトップクラスである。研究競争や国際性(留学生数)が国内外から高く評価されている。		
その他 (特色等があれば記入)	イタリア北東部の中規模都市トレントにあり、1962年に地元で設置された社会科学インスティテュートから始まり、10年後に公立大学になった後、1982年には特別自治権を有する国立大学となった。		
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類：	部局覚書		
協定名(英語)：	ADDENDUM TO THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN SCHOOL OF INTERNATIONAL STUDIES OF THE UNIVERSITY OF TRENTO AND THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES/THE COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES OF THE UNIVERSITY OF TOKYO		
協定名 (英語以外)：			
関係部局名：			
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類：	▼リストから選択		
覚書名(英語)：			
覚書名 (英語以外)：			
関係部局名：			
交流分野			
国際学			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	☐	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流	☐	学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→()
単位互換	☐		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	☐	→人数(年)：3人(6人/学期[学部生/大学院生])	

3.締結目的および期待される成果	
トレント大学国際学部では、環境、ヨーロッパ、人権、国際安全保障の4つの研究クラスターを大きな柱に据えつつ、理論研究と歴史研究、ヨーロッパ(特にEUやイタリア)に関する研究とグローバルな諸課題に関する研究が、バランスよく組み合わされた研究および教育環境が整備されている。同学部は、これまでも多数の留学生を受け入れるなど高い国際性を有しており、英語で行われるプログラムや共同研究も数多く実施しているため、大学院総合文化研究科に所属する研究者、大学院生、学部生にとって、有意義な研究交流、学生交流が行われることが期待される。	
4. これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)	
トレント大学と大学院総合文化研究科間では、2018年12月に締結された学術交流協定と交流覚書に基づいて統合生物学、物理、化学、生命学の領域での学術交流・学生交流が行われてきたが、トレント大学より、協定の更新を機に研究交流、学生交流の分野を広げたいとの申し出があった。大学院総合文化研究科の小川浩之教授は、トレント大学国際学部の Sara Lorenzini 教授と以前から共同研究を行っており、2023年7月に Lorenzini 教授が来日し、Lorenzini 教授の著作の日本語翻訳について相談するという予定もあったため、2023年6月にトレント大学インターナショナルオフィスの Grazia Callovinii 氏が来日した際協議し、トレント大学国際学部との交流を制度化して研究・学生交流を実施することに合意した。	
5.締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
2024年6月 国際交流・留学生委員会附議(予定) 2024年6月 総務委員会、教授会附議(予定)	
6.実施責任体制	
責 任 者 真船 文隆 (総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 小川 浩之(総合文化研究科教授)	
7.相手側の対応組織	
責 任 者 Prof. Stefano Schiavo(トレント大学国際学部長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: Prof. Pejman Abdolmohammadi (トレント大学国際学部教授)	
8.資金計画	
相互に確保のための努力をする。 学生の派遣については、東京大学海外派奨学事業短期留学等奨学金を利用することを考えている。 研究交流については科研費等を利用する。	
9.同一校(機関)との交流の有無	
☒ 有 協定の種類: 部局協定 担当部局: 総合文化研究科 締結年月: 2018年12月 (最終更新年: 年) 協定の種類: 部局覚書 担当部局: 総合文化研究科 締結年月: 2018年12月 (最終更新年: 年) 協定の種類: 部局協定・覚書 担当部局: 情報理工学系研究科 締結年月: 2022年7月 ☐ 無	
10.その他特記事項	
本覚書は、2024年3月1日付けで更新するトレント大学との部局協定を傘協定とし、傘協定の有効期限とあわせて、2029年2月28日を期限として締結することとする。	
本件担当部局事務	
部 局 名 : 総合文化研究科	
部 署 名 : 国際研究協力室	
担 当 者 名 : 織田 佐由子	
Email : irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp	



**ADDENDUM TO
THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
BETWEEN
SCHOOL OF INTERNATIONAL STUDIES
OF THE UNIVERSITY OF TRENTO
AND
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES/
THE COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES OF THE UNIVERSITY OF TOKYO**

Pursuant to Article 2 of the Memorandum of Understanding (hereinafter referred to as the "MoU") concluded between the University of Trento (Italy) and the Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences of the University of Tokyo (Japan) (hereinafter referred to as the "parties",) and dated 1 March 2024, hereby agree to cooperate as follows.

**ARTICLE 1
Areas of discipline**

The parties intend to implement activities in the following areas of discipline: International history, global governance, international organizations, international development.

**ARTICLE 2
Academic Staff exchange**

- 2.1 Academic staff exchange aims to promote study, research and teaching experiences.
- 2.2 Academic staff may stay at the host university for a maximum period of one year.
- 2.3 The number of the academic staff exchanged between the parties may not exceed three per academic year.

**ARTICLE 3
Student exchange**

- 3.1 The parties will exchange postgraduate, graduate and undergraduate students.
- 3.2 Students may participate in this exchange program for a minimum period of one semester and a maximum period of two semesters. The number of students exchanged between the parties may not exceed six student semester places per academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study.
- 3.3 Students under the terms of this Addendum shall be selected initially by the home university on the basis of academic merit and suitability for study at the host university. The host university reserves the right to make the final judgement on the admission of students recommended by the home university.
- 3.4 At the end of the exchange period, the host university shall submit a report of the participating student's academic progress to the home university. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.



ARTICLE 4 **Designated Liaison**

In accordance with Article 4 of the MoU, each party designates the following supervisors to serve as its liaison to coordinate and facilitate activities, follow up the results of the cooperation and address any concerns that may arise relating to the terms and conditions of the Addendum.

UNIVERSITY OF TRENTO: Prof. Pejman Abdolmohammadi
School of International Studies
University of Trento
Via Tommaso Gar, 14 - 38122 Trento
p.abdolmohammadi@unitn.it

THE UNIVERSITY OF TOKYO: Prof. Hiroyuki Ogawa
Department of Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences,
the University of Tokyo, 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo 153-8902, Japan
hogawa@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

ARTICLE 5 **Financial aspects**

5.1 Academic staff will continue to receive a salary from their home university during their exchange period at the host university. The home university will be responsible for the costs of lodging; travel and medical insurance.

5.2 Students participating in this exchange program shall be exempt from charges for tuition, application or administrative purposes under this Addendum.

5.3 Personal expenses including travel expenses, housing fees, medical insurance coverage, living expenses, educational materials costs and other education-related costs shall be the responsibility of the individual students participating in this exchange program, and neither party shall be held liable for such charges.

5.4 If specific financial means are available and granted, each home university may support its own students with scholarships or reimbursements to cover travel expenses, medical insurance, housing and other living expenses at the host university.

ARTICLE 6 **Housing**

Each party shall endeavor to assist academic staff and students in finding housing.

ARTICLE 7 **Validity**

This Addendum becomes effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto and is valid until 28 February 2029 (hereinafter referred to as the "term"). It is subject to revisions by mutual written consent, and the term may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Addendum during its term by giving six months advance written notice to the other party. The termination of this Addendum shall not affect the implementation of the collaborative activities established



UNIVERSITÀ
DI TRENTO



東京大学 大学院総合文化研究科・教養学部
The University of Tokyo, Komaba
Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences

under it prior to such termination. Under no circumstances will the term of this Addendum exceed the term of the MoU.

ARTICLE 8 **Language of the Addendum**

This Addendum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original. In the case of any inconsistency between the provisions of this Addendum and the MoU, the provisions of the MoU shall take precedence.

The parties hereby establish this Addendum by duly signing it as of the respective dates below.

Trento, ...

Tokyo, ...

Prof. Stefano Schiavo
Director of the School of International
Studies
University of Trento

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean of the Graduate School of Arts and
Sciences/
College of Arts and Sciences
The University of Tokyo

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日: 2024/3/8

担当部局名: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)				
名称	日本語	トレント大学心理学・認知科学部		
	英語	The Department of Psychology and Cognitive Science, the University of Trento		
	当該国語 ※任意			
地域/国名	ヨーロッパ	イタリア		
設立年	1962年	年設立		
設置形態	国立			
URL	https://www.unitn.it/en			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部:11、付属センター:4 学生数:約16,500人 教員・研究者数:約1,600人 心理学・認知科学部の学生数:約1,323人、教員数:約71人			
相手国内における大学(機関)としての評価	イタリア国内では比較的新しい学術機関であるが、予算総額は同国の小～中規模の大学ではトップクラスである。研究競争や国際性(留学生数)が国内外から高く評価されている。			
その他 (特色等があれば記入)	イタリア北東部の中規模都市トレントにあり、1962年に地元で設置された社会科学インスティテュートから始まり、10年後に公立大学になった後、1982年には特別自治権を有する国立大学となった。			
2.協定の内容				
今回締結を希望する協定等の種類、名称等				
協定の種類: 部局覚書				
協定名(英語):	ADDENDUM TO THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE DEPARTMENT OF PSYCHOLOGY AND COGNITIVE SCIENCE OF THE UNIVERSITY OF TRENTO AND THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES/THE COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES OF THE UNIVERSITY OF TOKYO			
協定名 (英語以外):				
関係部局名:				
同時締結を希望する覚書の種類、名称等				
覚書の種類: ▼リストから選択				
覚書名(英語):				
覚書名 (英語以外):				
関係部局名:				
交流分野				
言語学、認知科学				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	☐	講義、講演、シンポジウムの実施		
教員・研究者交流	☐	学術情報及び資料の交換		
職員交流		その他		→()
単位互換	☐			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
共同研究				
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収	☐	→人数(年): 3人(6人/学期[学部生/大学院生]		

3.締結目的および期待される成果 統合生物学、物理、化学、生命科学領域に加え、認知科学・言語科学分野も含めた学生および研究者の相互交流による、共同研究体制の活発化		
4.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等) トレント大学と大学院総合文化研究科間では、2018年12月に締結された学術交流協定および交流覚書に基づいて統合生物学、物理、化学、生命科学の領域での学術交流・学生交流が行われてきたが、トレント大学より、協定の更新を機に研究交流、学生交流の分野を広げたいとの申し出があった。大学院総合文化研究科の廣瀬友紀教授は、トレント大学心理学・認知科学部のProf. Remo Job教授と以前から共同研究を行っており、2019年1月にJob教授が来日し、2023年6月末には廣瀬教授がトレント大学を訪問する予定もあったため、2023年6月上旬にトレント大学インターナショナルオフィスのGrazia Callovini氏が来日した際協議し、トレント大学心理学・認知科学部との交流を制度化して研究・学生交流を実施することに合意した。		
5.締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等) 2024年6月 国際交流・留学生委員会附議(予定) 2024年6月 総務委員会、教授会附議(予定)		
6.実施責任体制 責任者 真船 文隆 (総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 廣瀬 友紀 (総合文化研究科教授)		
7.相手側の対応組織 責任者 Prof. Jeroen Andre Filip Vaes(トレント大学心理学・認知科学部長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: Prof. Massimo Zancanaro(トレント大学心理学・認知科学部教授)		
8.資金計画 相互に確保のための努力をする。 学生の派遣については、東京大学海外派奨学事業短期留学等奨学金を利用することを考えている。 研究交流については科研費等を利用する。		
9.同一校(機関)との交流の有無 ☒ 有 協定の種類: 部局協定 締結年月: 2018年12月 協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2018年12月 協定の種類: 部局協定・覚書 締結年月: 2022年7月 担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 年) 担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 年) 担当部局: 情報理工学系研究科		
☐ 無		
10.その他特記事項 本覚書は、2024年3月1日付けで更新するトレント大学との部局協定を傘協定とし、傘協定の有効期限とあわせて、2029年2月28日を期限として締結することとする。		
本件担当部局事務 部 局 名 : 総合文化研究科 部 署 名 : 国際研究協力室 担 当 者 名 : 織田 佐由子 Email : irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp		



**ADDENDUM TO
THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
BETWEEN
THE DEPARTMENT OF PSYCHOLOGY AND COGNITIVE SCIENCE
OF THE UNIVERSITY OF TRENTO
AND
THE GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES/
THE COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES OF THE UNIVERSITY OF TOKYO**

Pursuant to Article 2 of the Memorandum of Understanding (hereinafter referred to as the "MoU") concluded between the University of Trento (Italy) and the Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences of the University of Tokyo (Japan) (hereinafter referred to as the "parties",) and dated 1 March 2024, hereby agree to cooperate as follows.

**ARTICLE 1
Areas of discipline**

The parties intend to implement activities in the following areas of discipline: Linguistics and Cognitive Science.

**ARTICLE 2
Academic Staff exchange**

- 2.1 Academic staff exchange aims to promote study, research and teaching experiences.
- 2.2 Academic staff may stay at the host university for a maximum period of one year.
- 2.3 The number of the academic staff exchanged between the parties may not exceed three per academic year.

**ARTICLE 3
Student exchange**

- 3.1 The parties will exchange postgraduate, graduate and undergraduate students.
- 3.2 Students may participate in this exchange program for a minimum period of one semester and a maximum period of two semesters. The number of students exchanged between the parties may not exceed six student semester places per academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study.
- 3.3 Students under the terms of this Addendum shall be selected initially by the home university on the basis of academic merit and suitability for study at the host university. The host university reserves the right to make the final judgement on the admission of students recommended by the home university.
- 3.4 At the end of the exchange period, the host university shall submit a report of the participating student's academic progress to the home university. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.



ARTICLE 4 **Designated Liaison**

In accordance with Article 4 of the MoU, each party designates the following supervisors to serve as its liaison to coordinate and facilitate activities, follow up the results of the cooperation and address any concerns that may arise relating to the terms and conditions of the Addendum.

UNIVERSITY OF TRENTO: Prof. Massimo Zancanaro
Department of Psychology and Cognitive Science
University of Trento
massimo.zancanaro@unitn.it

THE UNIVERSITY OF TOKYO: Prof. Yuki Hirose
Department of Language and Information Sciences, Graduate School of Arts
and Sciences, the University of Tokyo, 3-8-1 Komaba, Meguro-ku,
Tokyo 153-8902, Japan
hirose@boz.c.u-tokyo.ac.jp

ARTICLE 5 **Financial aspects**

5.1 Academic staff will continue to receive a salary from their home university during their exchange period at the host university. The home university will be responsible for the costs of lodging; travel and medical insurance.

5.2 Students participating in this exchange program shall be exempt from charges for tuition, application or administrative purposes under this Addendum.

5.3 Personal expenses including travel expenses, housing fees, medical insurance coverage, living expenses, educational materials costs and other education-related costs shall be the responsibility of the individual students participating in this exchange program, and neither party shall be held liable for such charges.

5.4 If specific financial means are available and granted, each home university may support its own students with scholarships or reimbursements to cover travel expenses, medical insurance, housing and other living expenses at the host university.

ARTICLE 6 **Housing**

Each partner shall endeavor to assist academic staff and students in finding housing.

ARTICLE 7 **Validity**

This Addendum becomes effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto and is valid until 28 February 2029 (hereinafter referred to as the "term"). It is subject to revisions by mutual written consent, and the term may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Addendum during its term by giving six months advance written notice to the other party. The termination of this Addendum shall not affect the implementation of the collaborative activities established under it prior to such termination. Under no circumstances will the term of this Addendum exceed the term of the MoU.



ARTICLE 8
Language of the Addendum

This Addendum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original. In the case of any inconsistency between the provisions of this Addendum and the MoU, the provisions of the MoU shall take precedence.

The parties hereby establish this Addendum by duly signing it as of the respective dates below.

Trento, ...

Tokyo, ...

Prof. Jeroen Andre Filip Vaes
Director of the Department of Psychology
and Cognitive Science
University of Trento

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean of the Graduate School of Arts and Sciences/
College of Arts and Sciences
The University of Tokyo

三鷹国際学生宿舎の現状と課題について

○キャンパス概要

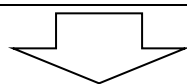
- ・敷地面積：29,438.00 m²
- ・棟数：7棟（経年28～30年）
- ・住戸数：605室（学生宿舎）
- ・入居率（R5.11時点）：53.6%（男256人、女67人）
- ・アクセス：敷地は最寄り駅までは約3km離れており利便性が悪い。

また、駒場Ⅰキャンパスまでは1時間程度の通学時間がかかる。

- ・会計検査院から、遊休土地の活用が指摘されている。

○課題：既存施設の老朽化

既存施設は平成5～7年にかけて整備され、老朽化が進んでいる。これまで大規模改修は実施されておらず今後維持していくためには、財源の確保が必要な状況である。



本部資産活用部の構想

敷地の一部を売却

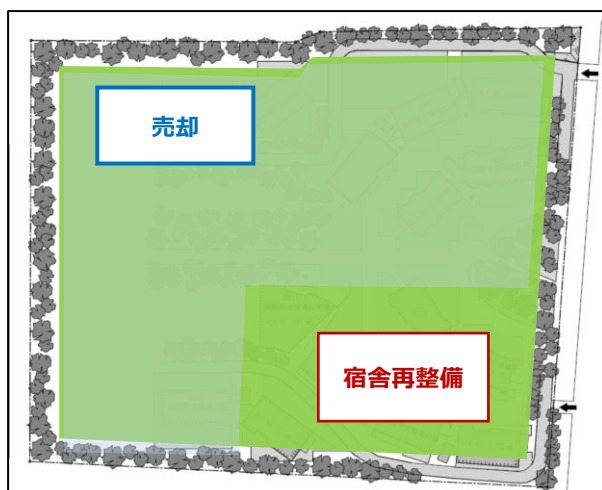
※売却益を使って整備するため
教養負担は発生しない。

・駒場Ⅲキャンパスに学生宿舎を新築

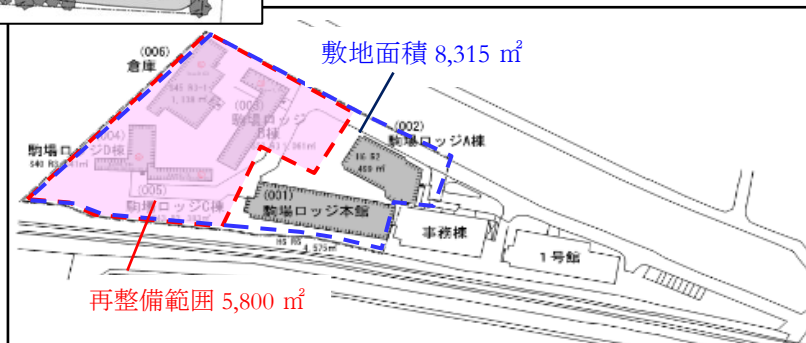
・三鷹に学生宿舎を新築

【イメージ図】

【三鷹市新川キャンパス】



【駒場Ⅲキャンパス】



○文科省との協議が必要

2024 年度（令和 6 年度）三鷹国際学生宿舎運営委員会
第 1 回（2024/5/9）、第 2 回（2024/6/13）議事要旨（関連部分のみ抜粋）

2024/5/9（木）第 1 回議事要旨（抜粋）

三鷹国際学生宿舎の現状および既存施設の老朽化に関する課題を踏まえ、本部資産活用部の構想として敷地の一部を売却し、売却益を使って駒場Ⅲキャンパスおよび三鷹市新川キャンパスに学生宿舎を新築する考えがあることについて説明があった。併せて、当該敷地は国有地なので売却した場合に売却益の半分を国に返納する必要があるが、全額を宿舎整備のために使用できるよう、文科省と協議する考えがあることについて説明があり、委員からの意見を求めた。

これを受けて、委員から次のような質問があった。

- ①売却することは本委員会での決定事項か。
- ②三鷹国際学生宿舎の敷地を切り売りしていったら、問題にならないか。三鷹国際学生宿舎が設置された経緯等、過去の履歴を知りたい。
- ③駒場Ⅲキャンパス構想が実現した場合、現在の状況と学生の需要が異なると思われるが、学生の入居予想はどのようにお考えか。駒場Ⅲキャンパスは利便性がよくなると思われるので、学生からの需要が高くなり、本委員会における入居選考業務の負担が重くなると思われる。

これに対し、委員長や各委員から以下のような説明があった。

- ①本委員会の意見は参考意見として扱われ、決定は学部長室にて行うと認識している。
また、手続きとしては本委員会後に専攻長・系長会議にお諮りし、各専攻での意見をまとめていただき、その後、教授会で複数回にわたって審議する予定となっている。
- ②三鷹国際学生宿舎の敷地には旧制東京高校があったので、全部は売却しないと聞いている。
- ③駒場Ⅲキャンパスは駒場Ⅰキャンパスからほど近い場所にあるため、人気が出ると思われる。

また、その他の意見として、委員から、本構想の出発点として「利便性が悪い」があるので、駒場Ⅲキャンパスと三鷹市新川キャンパスを整備した場合、宿舎費も異なることが予想され、学生にどんな印象を与えるか不安に思うこと、宿舎費や駒場Ⅰキャンパスからの距離の異なる 2 種類の学生宿舎を整備することが、困窮度による格差として大学からのメッセージとしてとらえかねないため、学生にどのように説明するか、本部または教養学部にて検討して欲しい旨説明があった。

最後に、委員長から、本件については次回の本委員会でも継続的に審議していく予定である旨説明があった。

2024/6/13（木）第2回議事要旨（案）（抜粋）

委員長より、6月20日（木）の総務委員会・教授会にて、真船学部長から本件に関して素案が提示される予定であるため、委員会としての議論の方向性をその場で提示できるように本日の議論をとりまとめる必要があること、それを踏まえて前回のご質問に加えてご意見等あればお願いしたい旨の説明があった。

さらに、委員長から前回の議論について簡単にポイントを以下の2つにまとめてみた旨の説明があった。

(1)三鷹国際学生宿舎の歴史的経緯をふまえること。

(2)駒場Ⅲキャンパスに新設予定の宿舎との関係性。

そのうえで、ご意見をお願いしたが、特段委員から意見がなかったため、本日の以下の論点3つについてお諮りした。

①委員会としては、宿舎を新築する必要があるとの見解でよいか。

②宿舎の敷地の一部を売却し、新築する際の費用に充てることについて致し方なしとの見解でよいか。

③前回のご意見を踏まえ、「駒場の50年」を資料として添付しているのでご覧いただくと同時に、駒場Ⅲキャンパスにも学生宿舎を整備し、宿舎費が三鷹国際学生宿舎と異なった場合に背景として経済格差があるという誤ったメッセージが学生に伝わらないように留意することを、委員会としての付帯意見とするということによいか。

これに対し、委員から特段反対意見がなかったため、委員長から①と②について、委員会の総意として、来週の総務委員会・教授会に報告したい旨の説明があった。

併せて、委員長から、真船学部長に事前に伝えたこととして、敷地の一部売却は最終的な手段であり、将来の寮建物更新の際に再び採ることは出来ないのでは、そのことを見通した長期的な戦略を今から練る必要があるのではないか、との提言をした旨の説明があった。